

民生常任委員会施策研究テーマについて(報告)

西宮市議会議長 殿

平成 28 年 12 月 21 日
(2016 年)

民生常任委員会

委員長 篠原 正寛

本委員会では、平成 28 年 7 月 6 日開催の委員会において、以下 2 件を施策研究テーマと定め、調査・研究をしまりましたので、御報告申し上げます。

1 地域の安心・安全のための直営型防犯カメラのあり方と求める効果について

平成 28 年 7 月 6 日、平成 28 年 7 月 27 日、平成 28 年 8 月 8 日、平成 28 年 8 月 24 日、平成 28 年 9 月 14 日、平成 28 年 10 月 11 日、平成 28 年 10 月 24 日、平成 28 年 11 月 9 日、平成 28 年 11 月 24 日、平成 28 年 12 月 14 日、平成 28 年 12 月 21 日に委員会を開催し、地域の安心・安全のための直営型防犯カメラのあり方と求める効果について、市当局より、本市の現在の取り組み状況や課題等の詳細な説明を聴取するとともに、質疑を行い、意見要望等を伝えました。

また、管外視察として、平成 28 年 11 月 16 日に大和郡山市を訪れ、同市の防犯カメラ付き自動販売機での犯罪防止について調査を行い、翌 17 日にふじみ野市を訪れ、同市の防犯カメラ等を併設した自動販売機の設置及び管理に関する協定について調査を行いました。

当該施策研究テーマに対する各委員の個別の意見は別紙のとおりです。

2 本市に期待される防犯協会の今後のあり方と組織改革について

平成 28 年 7 月 6 日、平成 28 年 7 月 27 日、平成 28 年 8 月 8 日、平成 28 年 8 月 24 日、平成 28 年 9 月 14 日、平成 28 年 10 月 11 日、平成 28 年 10 月 24 日、平成 28 年 11 月 9

日、平成 28 年 11 月 24 日、平成 28 年 12 月 14 日、平成 28 年 12 月 21 日に管内視察を含む委員会を開催し、本市に期待される防犯協会の今後のあり方と組織改革について、市当局より、本市の現在の取り組み状況や課題等の詳細な説明を聴取するとともに、質疑を行い、意見要望等を伝えました。

当該施策研究テーマに対する各委員の個別の意見は別紙のとおりです。

以 上

施策研究テーマ

地域の安心・安全のための
直営型防犯カメラのあり方と
求める効果について

提 言 書

提出日：平成 28 年 12 月 21 日

民生常任委員会

直営型防犯カメラのあり方と求める効果について

安全意識の高まりや他市における台数を前面に出した事業のぶち上げ(〇〇市は××台の設置を発表!)などが影響し、本市でも防犯カメラの設置に対する要望がおもに地域から寄せられるようになった。これに対して本市は希望する地域団体への補助サンセット方式(時限的に終わらせるの意)として平成28年度予算にこれを計上しようとしたが、事業の持続性(5~6年後の機器更新のときにどうなっているのか)、映像管理の問題(プライバシー保護の責任を地域が持てるのか)、設置場所の適切な誘導ができるのかなど、期間限定で補助金だけを出すと言う事業手法に疑問が生じたため、議会からの強い働きかけにより、同事業関係予算の可決と引き換えで平成29年度からの直営方式による防犯カメラ設置事業実施を当局に明言させたと言う経緯がある。

しかし、直営方式と言っても当時は内容・方向性が会派や議員で統一されていたわけではなく、そのまま放置すれば直営と言う事業形態の一致はあっても具体的内容で賛否意見がまとまらぬと言う可能性が残された。当初の約束通りに直営事業がはじまろうとする今、望まれる方向性や内容についての意見を整理・提示していく責任は議会にあり、これは市側がする具体的な直営事業計画の所管事務報告や次年度予算の協議を待っては深い議論に至らない可能性が高い。よって、直営事業とする意義や効果、同時に必要な施策などについて継続的に議論し、意見を当局に届けるため、委員会は本件を研究テーマとした。

ところで、何故市は当初この事業を補助金支給にとどめ(つまりは管理運営の責任を回避し)時限的に終わらせようとしたのだろうか・・・?

「地域からの要望は無視できないがこの事業には効果がない」と考えていたのか「台数が増えて行く中、管理運営はやりたくない」と考えていたのか、あるいはその他か・・・

いずれにせよこれに対し、議会は「管理運営を含めて市が恒久的にやること」を呑ませた。呑ませた以上、そうすることが本市にとってより価値あることである、との立証が必要である。

かける費用、増加する業務に対して直営事業にどのような効果があるのか、それは費用に見合うものにできるのか、先行する各市の事業を参考に十分考え抜き、提言し、次年度の事業開始を円滑に進めたいと考えるものである。

掲載内容

- 設問1 本事業を直営型とする目的について
- 設問2 直営化によって得られる効果について
- 設問3 防犯カメラの犯罪抑止効果に関する考察
- 設問4 地域の防犯意識を高めるための事業の在り方
- 設問5 多機能型の検討について
- 設問6 警察との連携について
- 設問7 自由意見

設 問 1 直営型とする目的(何だと思うか、あるいは何であるべきと思うか)

川村委員

防犯カメラの設置そのものは、地域の安心・安全の手段のひとつでしかありません。

(犯罪抑止力の有無の判断などは、まだ議論の余地があるかと思いますが。)

その上で、市が直営事業とする目的は、防犯カメラ設置をきっかけに、防犯協会も含めた地域コミュニティの再構築を主導することであると考えます。

長谷川委員

直営型は、市民負担の平準化と安定した安心を提供するため。

はまぐち委員

維持・管理など地域の負担を軽減すると共に、市内各地域に地域ごとの極端な格差をなくす形で防犯カメラを円滑に設置することが目的。

福井委員

市内の防犯力の強化を継続的に行うため。

まつお委員

防犯に市が責任を持って当たっているという姿勢を示すため。またそのことがサンセット方式よりも地域に安心感を持ってもらえる。

村上委員

(補助金型と直営型が今後も並存するのではないかと思われるが)、個人情報適切な管理と公平性を担保するため。

大原副委員長

本事業の継続性を持たせること。

(ガイドラインや設置基準などは、自治体で作るべき事業であること。関係機関と地域との連携に、自治体の関与を必要とすること。情報管理の責任は、自治体を持つべきものであること。)

★委員長所見

直営化する目的については、事業の継続性確保、地域団体の負担軽減、地域間における防犯力の平準化、市の責任の明確化などが謳われており、地域の安心安全を考えて行く上で当然にして重要な要素である。逆になぜ、当初は補助サンセット方式を考えたのか、市に内省を求めたいと考えるし、語られていない重要な考え方があるならそれを開示すべきとさえ思う。「議会に言われたから」ではなく主体的な直営事業の目的を何なのか、市がこれを表すことが求められる。

設 問 2 直営型によって得られる効果について

川村委員

核家族化などで希薄化した地域コミュニティ(自治会単位)が、防犯に限らず能動的に地域活動を行うようになるための関係性作りをするようになるという効果が得られると理想的だと考えます。

長谷川委員

設置地域団体の負担軽減。住民のプライバシー侵害防止が図れるし、それによって安心(感)が保持される。

はまぐち委員

維持・管理など地域の負担を軽減すると共に、市内の必要な場所に円滑に防犯カメラを設置することが可能となる。

福井委員

防犯上、必要な場所に設置できること。更新時など、将来にわたり安定的な運営ができること。市の施策の中で、他の機能と組み合わせることにより、地域の防犯力強化を偏在なく行うことができる。(例えば青色防犯パトロールにドライブレコーダーを搭載) 警察への資料提出時に、一定のプライバシーの配慮ができる。

まつお委員

市のイメージの向上。

高齢化や自治会活動への参加意識が薄くなる中で、地域の負担(人的にも経費的にも)軽減。

村上委員

責任の所在を明確にできる

大原副委員長

地域資源(人・すでに存在する仕組み)を生かしながら、統一されたカメラ運用が行われることにより、安心・安全における地域間格差が、将来にわたり発生しないこと。

★委員長所見

前項の目的から延いて事業によって目指すべき効果が謳われており、特に防犯意識の向上から地域コミュニティが活性化するような企画が望まれるところである。つまり地域に押し付けてはいけないから直営化するのではなく、市にしかできない施策としてこれを実施すべきと言う意見である。直営化は議会の意思によって約束されたものであるが、これは本市が恒常的に持つ「地域コミュニティの活性化」と言う課題の解決に資するものとして主体的に取り組まれるよう強く指摘したい。

設 問 3 防犯カメラの犯罪抑止効果についての考察

(防犯カメラに犯罪抑止効果はあるか?)

川村委員

多少はあると考えます。検証のしようがないことは事実ですが、カメラが設置してあることで、その場所での計画的な犯罪は多少は起こらなくなるでしょう。

ただ、それは別の場所で起こるだけのことかもしれませんし、突発的に起こる犯罪は防ぎようがないので、「多少は」という枕詞が入ります。

長谷川委員

犯罪が起きたのちのカメラ映像は犯人特定等に大いに貢献すると考えられるが、犯罪抑止効果は期待できない。なぜなら、計画的な犯罪はカメラの位置も事前に確認するし、突発的、成行き的な犯罪についてはカメラを意識する暇がない。カメラがあるからと、その場で留まることができる犯罪があるのかどうか、疑問。

はまぐち委員

基本的に犯罪抑止効果はないという学説が有力であると認識している一方で、カメラの設置によって検挙率が上がり、結果として犯罪が減ることを考慮すれば、抑止効果が無いとは言い切れないようにも思う。

福井委員

窃盗などの刑法犯にある程度の効果があると考ええる。

近隣市が防犯カメラを設置する中、当市が空白地域でないことを示し、犯罪の集中を防ぐ。

まつお委員

設置されていることを周知することによって抑止効果はある。

村上委員

すでに起こっている犯罪を抑止する効果はない。これから犯罪が起こる可能性の高い場所（例えば駐車場などや自動販売機）においては一定の効果はあるかもしれない。もし、防犯カメラに抑止効果があるというのであれば、防犯カメラの無い地域は、犯罪を抑止できない地域ということになり、犯罪を抑止するには、イギリスのように市内のすべてのエリアにカメラを付けていく必要があることになり、「本市の防犯カメラ設置事業は、物量重視ではない」という全委員の一致した方向性に反することになりはしないか？と危惧する。

大原副委員長

「犯罪抑止効果はある、ただし、万能ではない。」という考え方から出発したい。

★委員長所見

この設問は、「犯罪抑止のための防犯カメラ設置」と言うたぐいの表現が多い他市の事業に鑑み、実際にはこれを立証するエビデンスは国内に無い（むしろこれを否定する論文が多い）ことから、無思慮にこのスタンスをとらないため、本市としてこれをどう考えるのか明確に規定すべきと考え、まず議員（議会）はこれをどう捉えているのか、先に示すために必要項目とした。

これを「あるもの」とするのか「ないもの」とするのか、あるいは前提条件を付けるのかによって変わるのが、カメラ設置に対する物量的な考え方である。

深い考察なく「防犯カメラには犯罪抑止効果があるもの」とすれば台数が多ければ多いほど犯罪は減ると言うロジックが導き出され、先行他市と同様に台数をまず前面に出すことが求められる。

ちなみに本件について委員会で議論した結果として全委員で一致を見た「本市の防犯カメラ設置事業は物量重視ではない（1000台必要！など）、効果・必然性から検討されるべき」という考えについて、会派所属の方は会派の中で、無所属の方は同室の中での賛否につき、確認したところ、確認できたすべての会派及び無所属議員とも、前述の考え方に賛同された。

防犯カメラの設置によってかたちに見えない効果（地域の防犯意識向上や安心感、一般住民の関心など）、かたちに見える効果（その地点や地域における犯罪の減少など）いずれの効果も得られるよう計算され、事業スキームを企画されたい。

設 問 4 地域の防犯意識を高めるための事業の在り方について

川村委員

防犯協会本部、支部、分会(自治会)と警察と合同でグループワークを行い、住民に防犯カメラにかかるコスト(費用、マンパワー)を周知し、本当に地域の安心・安全のために防犯カメラが必要なのか、必要だとすれば設置台数を最低限に抑えることを前提に、どこにどれくらい必要なのかを主体的に考えられるような仕掛けを行ってはどうでしょうか。「市が設置したもの」ではなく「自分たちで設置したもの」という認識を持ってもらうことが大切だと思います。

長谷川委員

「防犯カメラ」という呼称が「設置による安全」を期待させてしまうところがある。防犯協会が中心になって、防犯カメラに関する正しい知識(設置奨励ではない)を地域に広げることが肝要。

はまぐち委員

防犯カメラは万能ではないということを市民の皆様にご存知いただくことで、地域の防犯活動に意識の向上を促すきっかけと成り得る期待が大きい。カメラの役割を明確にして、今後の防犯活動のあり方を検証することが重要と考える。また防犯カメラを設置することで得られる効果の検証も重要。その効果を図るために必要な情報を警察等に提供を依頼し、協力して検証を行なうべき。さらに防犯カメラの防犯事業についても防犯カメラ設置前に実施・検証を行い、検証結果をもとに今後のあり方について議論すべき。最終的に最も抑止に有効な対応をしっかりと進め、市民の防犯意識を高めていくことが重要である。

福井委員

防犯カメラと地域の防犯の最適な方法は、防犯のプロである警察や警備会社などに助言をもらって計画すべきである。

防犯カメラは、終始監視するものではなく犯罪が起きた後に検挙するための手段という要素が強く、防犯カメラ単体で地域の防犯意識を高めることは少ない。

犯罪を知らせる回転式赤色灯などと組み合わせれば抑止効果や、防犯に参加する意識向上も可能かと考える。

まつお委員

防犯カメラは万能ではないことの周知と共に、「西宮市では防犯カメラの設置をしています」等のステッカーを一定間隔で表示をする（美化の問題との整合性も考慮しつつ）。

村上委員

例えば、平素から、市民が、雑草が伸び放題であったり、窓ガラスが割られているとかハンバーガーの袋や飲み物のカップの放置や犬のフンや放置自転車などの秩序違反、また危険だとか犯罪が起きやすそうな場所すなわち監視性が低く、領域性も低い場所など市民が気付いた時に＃〇〇防犯などのハッシュタグをつけて写真なども添えて、送れるようにして、平素から市民がどこでも誰でも参加できる仕組みをつくる。防犯協会や自治会などの既存の仕組みや組織だけではなく、市民一人一人が市内のどこでも防犯活動に関わりたいと思うような楽しい仕組みにする。（できれば、自分の隣近所には、どんな人たちが暮らしているのか、お互いにもう少し顔が見えるようになる仕組みも必要ではないかと思う）

大原副委員長

「防犯カメラは、地域の安心・安全にとって万能となるツールではない！」として、市民の意識改革を進めることが必要と考える。

そこで、事業の検討に当たっては、カメラという機械から見た視点と人間の目から見た視点を融合させる作業が求められる。

つまり、本市のICTを活用した別事業に連動させることはできないか、また、地域で人海戦術的に防犯活動として実施されている取り組みと連動させることができないかと、各事業を洗い出す必要がある。

（例：前者では、GPSを活用した高齢者の見守り事業、ミマモルメを活用した子どもの見守り事業、後者では、わんわんパトロール事業、地域の防犯マップ作りなど。）

★委員長所見

いずれにせよ「カメラが付いたらもう安心」という結論にはならず、カメラはあくまで防犯意識が高まり、犯罪が低減していくプロセスの、ひとつのツールに過ぎない。設置事業に合わせてどのような施策が必要なのか考え、カメラが相乗効果を生み出すような手法について研究し意見を述べるため、本設問を設けた。これは本市あるいは防犯協会が積極的に地域に出向き、かかわることで有効に機能する。

単に市が防犯カメラをつける、と言う事業にとどまらず、みんなで地域の安全を確保しましょう！と言う呼びかけとそのための仕組みづくりを同時に始めていただきたい。

設 問 5 多機能型の検討

(㉔合わせ技型への賛否 ㉕単独事業型への賛否 ㉖その他型への賛否)

防犯カメラに他の機器・機能を付加し、別の目的（登下校の見守りなど）を持たせる多機能化についても検討した。

多機能と言っても様々な目的、形状、程度があるので各意見をわかり易くするため、多機能を

㉔合わせ技型への賛否（それ単独では成立が困難だがカメラの設置と合わせて検討できる機能で、原則カメラの台数や設置場所、総予算等にあまり影響しないもの）

㉕単独事業型への賛否（それ単独でも成立する事業と考えられ、それを実現するためにカメラの総台数や設置位置が影響を受け、総予算が大きく変わる可能性があるもの）

㉖その他型への賛否（視察先のような形状（自動販売機など）や災害時の機能など）

以上に分類して表明した。実際にはこれらを完全分類することはできず、同じ機能でも㉔にも㉕にも当てはまる、と言う場合もあるが、イメージとして事業本来の形状（台数など）を変えるほどのものか、そうでないかと言う違いである。

川村委員

㉔合わせ技型への賛否＝現在のところ賛成です。

㉕単独事業型への賛否＝基本的には反対です。

㉖その他型への賛否＝自動販売機とセットにする方式は、無料で済むもので試行実施してみるのが良いと思います。

長谷川委員

㉔合わせ技型・・・否（他部署からの強い依頼があれば、検討すればよい）

㉕単独事業型・・・賛（市民ニーズがある以上、対応することになる。が、自治会等の団体への補助についてはカメラの役割は「防犯＜犯罪検挙」や管理責任についてなど、十分に説明する必要がある）

㉖視察先の自動販売機とセットされたものについては、市の負担がないのであれば活用したらよい。

はまぐち委員

機器の価格や設置費用・維持・管理費等に大きな差がないのであれば多機能型とするべきだが、多機能型の目的の1つとなっているビーコンによる見守り事業については、機能面で広域に多くの台数が設置された防犯カメラに設置することが効果的だと認識する。委員会の協議内容を勘案すると設置台数は極めて限定的となることが予測されることから、㉔及び㉕については合理性に乏しく反対。一方で㉖の中の1つとしてあげられる自動販売機型防犯カメラについては、公費を一切必要とせず防犯カメラを設置できる可能性が高いことから、直営による防犯カメラの補完的な役割を担うことが大きく期待できることから賛成。

福井委員

- ①回転式赤色灯やアラーム音など、犯罪を知らせる機能や太陽電池を用いてランニングコストの削減が可能等であれば賛成である。
- ②反対。
- ③自販機型はコストが、かからない良いしくみと考えるが、精査の上導入を検討する。

まつお委員

- ①ビーコンなどの機能を持つものについて、福祉部局や教育委員会予算などからの予算を使い検討してもよいと考える。
- ②基本的にはこれで行くべき。
- ③災害時の避難場所におけるプライバシーなどに配慮できるのであれば、ふじみ野市型の自販機防犯カメラは設置してもよい。

村上委員

- ①防犯と観点からずれてしまうのではないかと考える。防犯カメラ導入のための意義作りのように思う。
- ②現時点では場所や目的を限定して行う。すなわち防犯効果や目的達成ができるがあるところにつける。
- ③とにかく事業にお金がかからないようなすなわち VFM を高めるような仕組みを考える新多機能型という言葉自体の定義を共有する必要があるが、本市にすでにあるさまざまな事業と連携あるいは統合するような機能であれば、賛成である。

大原副委員長

- ①賛成
- ②反対
- ③賛成

★委員長所見

現在、認知症の徘徊や子供の見守りに対してはGPSなど別の事業が始動しつつあることもあり、当局自体の反応が芳しくないことから積極的にこれを推奨する意見は多くなく、経費削減のために自動販売機型防犯カメラを一部採用するなど③その他型への検討要請が多い。(ただし、それが全体のネットワーク化を妨げるような別システムになったとしてもやるべき、と言うイメージはほぼ無いものと考えられる) よって、平成29年度の事業開始にあたり大規模な多機能化を図ることは困難と考えられ、基本形態を変えない範囲で検討されるにとどまるべきと言えよう。

ただ、日進月歩のICTの世界にあって新しい技術で防犯カメラと連動させることが有効なものが現出した場合は大規模でもその都度検討されるべきと考えられる。

設 問 6 警察との連携について

川村委員

ふじみ野市のように、警察署と人事交流がある状態ができると、単なる情報提供に留まらず、より密接な連携ができるのではないかと思います。

長谷川委員

犯罪多発地域へのカメラ設置が望ましいので、場所は警察に提案してもらおう。

はまぐち委員

- ①犯罪状況の情報提供
- ②設置に伴う助言

この2つの項目が迅速に実施できる体制が必要である。ふじみ野市の事例では現職の警察官が防犯カメラ事業を所管する部所に派遣職員として配置されている事例があり、検討すべきだと考える。

福井委員

設置場所のアドバイスや犯罪が起きたときの早期解決のための協力など、情報を共有することで、新たな犯罪を未然に防げるよう連携する。

まつお委員

警察が必要とする場所への設置が基本になると思うが、自治会などの意見も聞いたうえで設置する。

大原副委員長

市と警察は、相互の情報提供をする協定を結ぶにとどめるだけで十分と考える。

★委員長所見

防犯は警察の所管、と言う考え方が支配的であろうと思われるし、本市は伝統的に？交通関係を除いて警察との意思疎通、情報交換が希薄であるように感じられるが、視察の例で視たようにあらゆる面で地元警察との交流を深めることが本市にとってもメリットになるものと考えたい。

本市担当者からは「警察から犯罪統計に関する開示が無い」、と言う実感も述べられたが、他都市では十分にこれを為しえている例もあるのだから今後は防犯協会の変化なども活用し、関係を強化してこれを改善していくように努められたい。この場合、警察の単位である交番エリアごとの情報と市行政の単位である校区エリアごとの情報に互換性を持たせるべく、まずは一定の条件のもと、発生場所の個別開示を求めることから始めてはどうかと考える。

設 問 7 本件にかかる自由意見

長谷川委員

防犯カメラを設置することで安全・安心が保たれるというのでは、豊かな社会とは言えない。公共がそれを推進していくことに、戸惑いを感じる。カメラ設置を検討することが、地域において人と人のつながりを考えるきっかけになることを願う。

はまぐち委員

直営化に向けた防犯カメラの設置に関して

- ①防犯カメラが設置されることで得られる効果を明確にする
- ②地域が防犯カメラの設置を必要とする場所を把握し、警察の情報や助言を元に設置場所を決める
- ③直営化で設置が可能な場所とそうでない場所を仕分け、設置が不可能な場所に対して補助金による設置や防犯カメラ付き自動販売機など代替案を提示する
- ④防犯カメラの設置によって、地域防犯活動を活性・向上させる
- ⑤設置後は従来の防犯活動も含めて効果検証を行い、効果が期待できないものは縮小・廃止を行うなどを基本に進めるべきである。防犯カメラの不要な設置を控え、地域主体の防犯活動によって西宮市内の様々な犯罪を抑止することが重要であると考えます。

福井委員

近年、犯人の検挙には、防犯カメラがなくてはならない存在となりつつある。

防犯カメラの抑止効果についての議論は様々あるが、防犯カメラが全くない街が、犯罪を行おうとする人にとって都合が良いのか否かの説明は不要と考える。

しかし、問題は防犯カメラ設置時や更新時などの莫大なコストである。

警察との連携により場所を絞って設置し、自動販売機などを利用して、可能な限りコストのかからない設置方法も取り入れ、コンビニエンスストアなど民間設置の防犯カメラやドライブレコーダーなどを活用して、犯罪を行いにくい街であることを発信して、抑止効果を高める施策を進めて頂きたい。

村上委員

とりあえずは、防犯カメラ機能に特化すべきである。防犯カメラの防犯効果自体が明確でない中、いろいろな機能をしてんこ盛りにするのは、課題を曖昧にする可能性がある。千葉県市川市での、2008年から多くの CCTV（ネットワーク型街頭防犯カメラ）を公園や道路などの公共空間に設置する施策を行っていることなども参考にしたい。

大原副委員長

直営事業とするにあたり、担当部局である市民局は、「防犯カメラは、監視を目的としたものではなく、地域の防犯見守り活動を補完するものとして、刑法犯の街頭犯罪を対象」としている。

しかしながら、今後の防犯カメラの運用や維持管理という点では、市全体で一元管理をすることが効果的、効率的と考えられることから、設置の目的が異なるカメラについても他の部局との連携の可能性を研究すること。

★委員長所見（総論）

総じて、直営事業の目的と得るべき効果について明確にすること、防犯カメラの犯罪抑止効果については等身大に規定すること、地域力を高める手段としてこれを用いること、これらを逸脱しない範囲なら多機能化についても研究すること、警察との新たな連携を模索することなどについて夫々の意見が述べられたが、大きな方向性についてはある程度一致した部分も多かったので、個々について以下の通り補則しておきたい。

①目的と効果を明確にすること

既存の補助サンセット型事業と比較して言える、ある種消極的な目的と効果は市民の負担を減らすこと、減らしていくことにあるが、これは主たる目的ではないと考える。

直営化によってしか成し遂げられぬことがあり、それが防犯カメラをツールとした地域コミュニティの活性化、具体的には「防犯見える化」による参画意識の向上であると思う。手法としては改良された防犯協会をその先兵とし、自分の住む地域の防犯について考えてもらうことからはじめられたら、と思う。

②犯罪抑止効果について正確に表すこと

平均的な認識として「ある前提、犯罪種においては防犯カメラに犯罪抑止効果は見られる」と言う意見に収斂できると思う。ここから導かれ、この事業は物量重視ではないと議会全体が考えたことの意義は大きい。今後、近隣市が大量台数の設置を謳うことがあってもまったく気にする必要はない。

「抑止効果があるからどんどん付ける」でも「抑止効果が無いからなるべく付けない」でもなく、「効果を計算して付ける」「効果を生むような付け方をする」ことが大切で、予算立ての関係から当初に一定の台数を示すことにはなるだろうが、その数にはとらわれず、税金を無駄に投入しない、よく考え抜かれた事業として確立されるよう望むものである。

③現時点における多機能化の模索

他市の模倣を考える必要はなく、直営型防犯カメラ事業の理想、あるべきかたちを考え、あくまでそれを害さない範囲で付加機能、多機能について考えると言うスタンスをお薦めしたい。

ただ、今回本市各担当が、「既に他の方法で着手しているので防犯カメラ事業に便乗しての機能は必要ない」、と考えた事業についても本当にそれでうまく行っているのか検証させ、将来は防犯カメラ事業と合わせることでより良い効果が期待できるかどうか協議できるよう、その進展を注視されるよう望みたい。

④警察との新たな連携

地域との窓口を防犯協会に委託し、警察の意見と総合的に防犯カメラの設置が考えられるような仕組みを構築すること、またその他本市の安全安心施策のうち、警察との連携が必要なものは情報交換、意見交換を定期化し、その中で防犯カメラについても協議できるような体制をつくっておくことが有効かと考える。また人材の交流についても課題として検討されたい。

(参考：委員会開催日)

平成 28 年

7 月 6 日、7 月 27 日、8 月 8 日、8 月 24 日、9 月 14 日、10 月 11 日、10 月 24 日、11 月 9 日

11 月 24 日、12 月 14 日、12 月 21 日

関連する管外視察 平成 28 年 11 月 16 日、17 日 奈良県大和郡山市 埼玉県ふじみ野市

施策研究テーマ

本市に期待される

防犯協会の今後のあり方と組織改革について

提 言 書

提出日：平成 28 年 12 月 21 日

民生常任委員会

本市に期待される防犯協会の今後のあり方と組織改革について

警察署ごとに設置される防犯協会は本市の場合、西宮、甲子園それぞれに組織されており、長い歴史を有する。本来的には警察傘下の団体であるが、本市両協会のうち、西宮防犯協会については歴史的経緯から市主導となっていた。各地域の分会、支部より集められる会費は協会の運営費に充てられているが、協会事業の大きな柱であった防犯灯設置の判断・申請が本年度より市直営化され関連業務がなくなった結果、あらためて見た協会の役割や資金の流れなどに疑問が寄せられる、ある種アイデンティティクライシスが発生し、防犯灯の管理不足で生じた返還金の問題などに乗じて組織の脱退や会費支払いの停止が発生するなど、現在協会は根深い不信感に苛まれている。

議会としてはこの状態を脱却させ、地域に信頼され、地域から頼られ、本市防犯に寄与する本来の協会に生まれ変わらせようとする本市の方向性を支持し、より強かに、確実にこれを推進するためのアイデアについて提供すべく、本件を研究テーマとし、以下提言するものである。

掲載内容

- 設問1 防犯協会はどうあるべきか（何のために存在するのか）
- 設問2 現状業務内容の再評価
- 設問3 具体的な組織の在り方、業務の内容
- 設問4 自由意見

（参考：委員会開催日）

平成28年

7月6日、7月27日、8月8日、8月24日、9月14日、10月11日、10月24日、11月9日
11月24日、12月14日、12月21日

設 問 1 防犯協会はどうあるべきか

川村委員

これまで何をしてきたのか、それらにどんな効果があったのかを整理し、現在必要な役割のみに絞った活動をすべきだと考えます。

その過程で、弱体化している地域コミュニティを再構築するきっかけになれば良いと思います。

長谷川委員

防犯協会は、地域住民の防犯意識啓発、防犯活動促進など、地域に根差した防犯活動を展開するため、地域、警察、行政をつなぐ役割があると考えます。市としても、協会の活動状況を把握し、積極的に連携していくことが望ましい。

はまぐち委員

今後の防犯協会のあり方について以下の対応を進めること。

- ・市民の信頼を取り戻す為、組織・資金管理において透明性のある運営が可能な組織へ改善すること
- ・防犯協会の役割が変わりつつある中で、地域の支部・分会の意見を汲み上げながら役割や会費について再検討を行うこと

福井委員

防犯協会は、犯罪をより防ぐための組織である。

情報発信、啓発活動、具体的な対策、見守りなど地域の連携などを円滑に行うために、市民と警察と行政のパイプ役として地域のサポートを行う。

まつお委員

警察と連携して犯罪を防止するという点では必要な組織と考えるが、高齢化が大きな問題となっている、あるいはボランティア的活動の担い手が少なくなっている現状では、防犯知識の普及、自転車防犯登録の勧め、地域安全ニュースの発行などに限定した方が良い。

村上委員

防犯協会のオープンな形態、すなわち、参加したい人がいつでもどのような形でも気軽に参加できる仕組みに変化させることが大切。

すなわち、組織を維持するのではなくパトロールなど手間隙のかかるものはできるだけ省略した新しい防犯システムに役立つ仕組みにする。

防犯協会や既存の仕組み組織にとってではなく、『市民にとって』、どのように、本当に役立つのかという視点や検証が大切。

その上で、現在のような甲子園と西宮防犯協会の下に自治会などが連なる仕組みのままでいくのか、それとも二つの防犯協会とは切り離して、市内のさまざまなボランティア組織特に次の西宮の未来を

担う若者や個人がネットワークを作ることを選択肢になりうるのではないかと。必ずしも防犯協会が中心にならなくてもいいのではないかとおもう。

大原副委員長

防犯協会は、各地域における防犯ボランティアの皆さんの活性化に寄与することで、自主防犯活動の全般的な後方支援に取り組む組織となってもらいたい。ただし、後方支援と言っても、パイプ役やサポート役に徹するのではなく、時には、主役となる必要もある。

★委員長所見

存在理由に疑義が生じている今、本来の防犯協会が存在する目的は何なのか今一度検証し、必要に応じて修正を試みたい。また一定の範囲でこれがまとまるのであれば、それらをどのように今後標すのかについても提言としたい、との考えから本設問を設けた。

夫々の意見はほとんどが過去当然にして提示されて来たものであり、本来の存在意義とまったく異なった転換を求めるものは少ない。要するに元来有していた目的が建て前化し、特に「西宮防犯協会」において実態が伴っていなかったと言う指摘であり、再確認でもある。

防犯灯に加え、防犯カメラも直営事業としての開始が予定される今、ある意味では転換のチャンスである。ただし、再びただの窓口とにならないようあくまで地域のコンサルティングを通して、その地域、その場所に有効なアイテムの一つとして扱われることが重要であり、そうなるよう業務の動きそのものを再規定しなければならない。

設 問 2 現状業務内容の再評価

(平成28年10月現在)

氏 名	内 容	西 宮	甲子園
川村委員	西宮：視察やイベントなど、目的や効果が不明なものが多い印象を受ける。 甲子園：西宮と比べれば、上記の内容が少ないため。	30点	50点
長谷川委員	防犯協会の業務内容について、点数評価は困難だが、総体評価としては、「西宮」<「甲子園」。 ただし、西宮防犯協会に新任された専務理事についてはバイタリティのある方と聞いているので、両協会が刺激しあって、活性化されること期待する。	40点	80点
はまぐち委員	西宮よりも甲子園の方が活動の内容が濃く、防犯意識に対する周知への効果に期待を感じる。	40点	50点
福井委員	西宮：活動が少なく、疑義のある運営もされ、行った活動に対する評価も明確でない。 甲子園：活動が活発で、市民の相談も受けているが、行った活動に対する評価が明確でない。	30点	50点

まつお委員	<p>どちらの協会も警察の補完組織に近いので、どうしても必要な組織とは思わないが、ボランティアなどと一体となって活動されている点は評価できるので、どちらも基礎点として50点。その上に西宮は5点加点、甲子園は20点加点とした。理由については以下のとおり。</p> <p>西宮防犯協会と甲子園防犯協会とを比して、ニュースの発行枚数や啓発行動回数などにおいて自発的活動が甲子園防犯協会の方が多く感じるため評価点を変えた。</p>	55点	70点
村上委員	<p>どちらも一般市民にどれだけ広がっているか理解されているか判断できないので、どちらも50点</p>	50点	50点
大原副委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮に顕著だが、外に向かった活動が弱い印象がある。(地域安全ニュースの未発行、防犯キャンペーンの実施回数の少なさ、防犯チラシの配布方法など) ・警察との協力の仕方が、西宮と甲子園では、全く違う印象を受ける。統一感を出せないのか検討すべき。 ・市民や自治会の後方支援という観点の事業が少ないのではないか。例えば、待避所登録でどのような効果が出ているのか検証すべき。 ・会合参加や各種大会の協力のあり方は検証の必要ありと考える。そのうえで、所管に分けた簡易評価については、いずれの組織にも地域の後方支援をするために、統一感を持ってほしいとの希望から同評価(50点)である。 	50点	50点

★委員長所見

設問③を考える前提として必要なのが現状業務の評価である。兵庫県防犯協会連合会ホームページには7つの活動内容が記されており、それぞれ項目に沿った日々の業務があるはずだが、これがどのように行われているのかできるだけ聴取し、その意味や効果、どう地域に役立っているのかななどを可能な範囲で検証し、各々象徴的に点数化を試みた。(人員交代前の評価として)

“象徴的”な点数であるからもちろん統一した採点基準があるわけではない。例えるならみずからの配偶者に点をつけるときのような、自分にしかわからない個別の印象に基づいた採点であるから、平均化や比較は無意味である。ただ、様々な資料などの検証から「とてもうまく行っている状態」に比較してどのくらいの位置にいると考えているか、と言う象徴として参考とされたい。

参考：防犯協会の活動内容（兵庫県防犯協会連合会ホームページより）

1. 防犯パトロール
2. 防犯診断
3. 地域安全ニュースの発行
4. 防犯知識の普及
5. 困りごとや防犯に関する相談活動
6. 自転車防犯登録のすすめ
7. 優良防犯・防災機器のすすめ

設 問 3 具体的な組織の在り方、業務の内容を考え、例示する

川村委員

過去にあった退職金問題などがない組織というのが大前提でしょう。

理想としては、住民の方々が防犯について何か知りたい時に「防犯協会に連絡してみよう」と思えるくらい、地域に溶け込み、信頼されている状態が理想だと思います。

業務内容としては、対象不明な配り物はやめて、住民と直接コミュニケーションを取ることができるものに絞る方が良いでしょう。

長谷川委員

地域住民の防犯意識啓発、防犯活動促進など、地域に根差した防犯活動を展開すること。

平素より、地域、警察、行政を円滑につなぐ役割を遂行すること。

はまぐち委員

地域が防犯協会に対してどのような活動を期待しているのかが重要であり、業務内容も含めて地域の声を反映させることが理想とする防犯協会組織であると考えている。

福井委員

地域の意見に基づく防犯活動のサポートを行う。

警察からの防犯情報を知らせ、地域の防犯相談を警察に伝え解決する。

協会と分会という組織から、地域の商店街、NPOなどの団体、企業などを組み込んで、より多くの方が防犯に携えることで、活発で透明性の高い組織とする。

まつお委員

根本的には自治会の体制強化を行い防犯協会に数人派遣できるようにし、必要があれば警察から防犯対策や犯罪防止の情報提供、あるいは講演などを行ってもらおう。

また、現在の会費については、西宮防犯協会と甲子園防犯協会との格差も含め、自治会の納得性が得られるように自治会の意見も聞いたうえで決め直した方が良いと考える。

村上委員

現在のような甲子園と西宮防犯協会の下に自治会などが連なる仕組みのままでいくのか、それとも二つの防犯協会とは切り離して、市内のさまざまなボランティア組織特に次の西宮の未来を担う若者や個人がネットワークを作ることを選択肢になりうるのではないかと考える。

大原副委員長

組織の在り方については、特に現状の体制そのものを変えるべきという考えはない。

ただし、防犯灯、防犯カメラの直営化に伴い、支部組織の役割分担の明確化と、最前線の分会における構成員、すなわち防犯ボランティアの皆様の高齢化による後継者不足については、市当局は全力で支援すべきと考える。

場合によっては、1自治会の防犯部という形にこだわらず、すでに実例もあるような、数町会で1防犯部という組織再編も考えてよいのではないかと。

業務の内容として、目指してほしいのは、やはり自主防犯活動の後方支援となる取り組みである。それゆえ、主な業務とすべきは、地域ではできないこと、する必要のない業務となると言える。例えば、防犯ボランティア団体の認証や研修を行う各種の認定事業、防犯ブザーなど防犯グッズを地域が必要とした時に選択肢を与える推奨事業や、地域社会の安全・安心に資する活動に対する補助・助成事業などが当たるのではないかと。

★委員長所見

存在理由があらためて確認されたとして、その目的を体現するための業務はどうあるべきなのかを考え、提言したい。これはホームページなどに掲載されている抽象的なものにとどまらず、さらに踏み込んで日々の活動が見えるような具体的提案に至りたい、との考えから本設問を設定した。

おおむねの意見はもっと地域に入り込み、防犯コンサルタントとしての力を発揮すること、さらに防犯協会に参加しない一般市民にも存在が知られ、安全に役立つと認識させること、そして過去の退職金問題が再発しないよう、規程等を整理することを求めている。

設 問 4 本件にかかる自由意見

長谷川委員

市民と警察は、双方が防犯活動をしているにもかかわらず、日常において、決して近い存在ではない。が、互いに協力し合わねば、市域の安心・安全は保たれない。防犯協会には、市民ら協会支部と警察、そして行政を柔軟かつスムーズにつなぐ役割を大いに期待するところだ。要となって活躍していただきたいと心より願っている。

はまぐち委員

不明な防犯灯の存在によって防犯協会の組織・資金管理に問題があったことが明らかとなり、協会から脱退する一部の支部・分会もある。防犯協会は支部・分会に必要な存在となるべきであり、信頼の回復が課題となる。今後は

- ①組織・資金管理において透明性のある運営が可能な組織への改善
- ②地域の支部・分会の意見を汲み上げながら役割や会費について議論を行う
- ③専務理事の人件費について支部・分会の理解を得られるよう努めるべき

など改善を図り、協会の信頼を回復すると共に脱退した支部・分会が自発的に再入会できるよう努めるべきである。今後の防犯協会の活動については、支部・分会の意見を参考にしながら引き続き注視する。

福井委員

管外視察で訪れたふじみ野市は、警察から市役所に警察官が派遣され、10年ほどで犯罪の発生件数が約2000件から1000件と半分となった。一方、「声かけ」事案の報告が増えたのだが、これは「些細なことでも報告する」という防犯意識を高めた結果と考えられる。

当市の防犯は、アウトプット中心の活動だが、効果の検証が行われないと活動のための活動になってしまう恐れがある。

今一度、活動を見直し、警察との連携で防犯に必要な情報の取得と、それにより効果的な防犯計画を作成し、行った活動を検証して、次の活動につなげることが重要である。

また、現在、防犯協会の組織は自治会に依存している。

しかし、自治会は、加入者減、後継者不足などで、将来の存続にも不安を見せる地域が存在する。

組織の在り様として、自治会のみならず、NPO や商店街、企業、PTA など多彩な組織を防犯の担い手として協会に参加して頂き、新たな組織の構築が必要でないかと考える。

村上委員

防犯に関しては、警察との協力は、これまで通り大切である。その意味でいろいろな課題はあったにせよ、防犯協会が、果たしてきた役割は、あるであろう。ただ、町内会や自治会を中心とした仕組みは現在きしみが出ている。

時代にあった新しい仕組みの再構築の必要性を強く感じる。

大原副委員長

- ・市の補助金の運用方法について、過度の制限をかけるべきではない。

チェック体制を充実させるとともに、協会活動の本来の目的使用については、裁量権を与えるべきである。

- ・地域の防犯活動の活性化のために、“人材の核”を作るための支援をすべきである。

例えば、現場の人材と協会が身近に意見交換できるような場所の提供や仕組みづくりを進めるべきと考える。

さらに、防犯活動に女性の視点を加えるよう、女性ボランティアが増加するような支援を考えてもらいたい。

- ・地域の安心・安全を考えると、これからは、防犯と防災を分けて考えるべきではない。

市関係部局は、十分に連携を図り、その施策に活かしていくべきである。

★委員長所見（総論）

両協会のうち、特に西宮防犯協会においては建て前と現実がずれていたこと、そのまま永年継続し、防犯灯担当機関になってしまったことが危機の原点にある。組織や業務内容を全面改訂し、丁寧に周知することがまずは肝要である。

防犯灯や防犯カメラはいずれも直営になるが、これらと地域をつなぐ窓口として、ただし地域の要望を聞いてくるだけでなく、何が有効なのか地域に提言できるようなコンサル機能を確立させなければならない。またこれらの動きに合わせて警察が協力してくれるような仕組みも必要となる。

①地域の防犯コンサルタントとしての地位を確立すること

委員の各種意見を総合し、言い方を変えると協会が存在する目的・理由は地域の防犯コンサルタントとして地域に貢献することだと集約できる。各支部や分会を定期的に訪問し、各地の防犯上の悩みを聞き、解決策を提示すること、犯罪発生状況など情報を伝えることができるようになれば時間とともにその信頼は回復されるであろう。最新の情報に基づいた広報物を各地に配布し、回覧や全戸配布で自治会から住民に提示できれば認知度もあがるものと期待される。

防犯灯、防犯カメラの直営アイテムはこの業務の流れの中で活用されるよう期待したい。地域で防犯の相談にのりながら、ここは防犯灯が有効、ここは防犯カメラで効果が期待できる、などの分析を経て市が取り付けると言う流れを確立されたい。

②警察との連携を強化すること

前記①を確立するにあたって最も大切なことは警察との連携強化である。犯罪に関する情報はすべて警察にあり、どの地域に、どのような啓発を行うかの基準となる情報提供が受けられれば業務の精度が向上する。また地域の困りごとなどの情報を収集し、警察に提供することは犯罪を未然に防ぐ可能性を増大させるだけでなく、パトロールの強化などで「協会が動けば警察も動いてくれる」を実感してもらう良い機会にもなる。これらを得るために「人材は警察から、予算は市行政から」くらいの覚悟が必要となるかもしれない。

③人材供給の流れを変え、規程を再整備すること

過去の退職金事件は防犯協会の存在に疑問を抱かせるに十分な出来事であった。このような事態を許した市の不用意さ、不注意さは、この団体を建前に終始するただの天下り先と見ていた証左と言われても仕方がない。カテゴリーとしては県（警察）の傘下、しかし人は市からという歪さが無関心を生み、永年事態の改善を阻んできた。

本件に取り組む以前、本件を取り上げるかの事前打ち合わせに際して、小職は「本件解決策の王道は大政奉還である」と申し上げたが、警察から適切な人材の供給を受け、活動は市の関与で進めて行くと言うスタイルでしか前述の①及び②は達成されないものと自覚されたい。

さらに念のため、二度と同じことが起こらないよう、退職金など各種規程を両協会でも一本化し、再整備するよう要望したい。

④各支部、分会（地域）との関係を丁寧に見直すこと

西宮、甲子園両協会でもそうだが、同じ所轄エリア内でも各支部によってかなり文化が異なるように見受けられる。費用の流れや集め方、使い方においても、他の地域では平常に運営されていることがある地域では問題とされるなど、歴史的に統制が取れてこなかったツケが生じているようで委員会にその仲裁機能があると思われたのか、直接の訴えかけもあった。

防犯協会の改革においては、こうした支部や分会ひとつひとつの固有の悩みや疑問とも向き合い、時間をかけても統一化（特に費用においては）を図るべきと考えられる。

民生常任委員会施策研究テーマについて(報告)

西宮市議会議長 殿

平成 29 年 1 月 31 日
(2017 年)

民生常任委員会

委員長 篠原 正寛

本委員会では、平成 28 年 7 月 6 日開催の委員会において、以下 1 件を施策研究テーマと定め、調査・研究をまいりましたので、御報告申し上げます。

1 中央運動公園のパークマネジメントについて

平成 28 年 7 月 6 日、平成 28 年 7 月 27 日、平成 28 年 8 月 8 日、平成 28 年 8 月 24 日、平成 28 年 9 月 14 日、平成 28 年 10 月 11 日、平成 28 年 10 月 24 日、平成 28 年 11 月 9 日、平成 28 年 11 月 24 日、平成 28 年 12 月 21 日、平成 29 年 1 月 17 日、平成 29 年 1 月 31 日に委員会を開催し、中央運動公園のパークマネジメントについて、市当局より、本市の現在の取り組み状況や課題等の詳細な説明を聴取するとともに、質疑を行い、意見要望等を伝えました。

また、管外視察として、平成 28 年 11 月 17 日に横浜市を訪れ、同市の P F I を用いた体育館建設について調査を行い、翌 18 日に墨田区を訪れ、同市の P F I を活用した総合体育館建設事業と管理運営について調査を行い、また同日コトブキシーティング株式会社を訪れ、同社のショールームの見学を行いました。

当該施策研究テーマに対する各委員の個別の意見は別紙のとおりです。

以 上

施策研究テーマ

中央運動公園のパークマネジメントについて

提 言 書

提出日：平成 29 年 1 月 31 日

民生常任委員会

中央運動公園のパークマネジメントについて

西宮中央運動公園、中央体育館、陸上競技場等の運動公園及び施設は老朽化のため再整備が企図されており、平成28年3月には基本構想が提示された。

行政が企画、建設、管理運営までを、しかも施設ごと個別に行う旧来型の整備ではなく、各種スポーツ推進計画等の理念を実現すべくコンセプトに沿った一体整備を行い、なおかつ事業としてもできるだけ成り立つ（税の投入を最小限に抑える）ためには民間の力を導入せざるを得ず、この未体験の事業構築にPFIなどの事業手法が予定されている。議会としてはこれら複雑な企画がほぼ完成してから良し悪しを述べるのではなく、着手の段階からかわることにより、より市民目線的、複眼的な観点から事業に良い影響を与えることができる。よって委員会は其の先駆けとなるべく、本件を研究テーマとし、一定の研究及び議論を経て、以下提言するものである。

・留意した点

パークマネジメントとは最短で言えば「施設を含めた公園全体の一括企画設計及び管理運営」と言える。通常、公園や体育館は安全・安価・利用のし易さがその評価基準であるが、本件においては本市スポーツ推進計画や本件の基本方針を実現するツールとして中央運動公園全体があり、その一部として体育館がある。

数年間も全体機能を停止させられない宿命からまず順番として体育館の更新に着手するのだが、体育館だけを取り出して見るとコンセプトとの調和がおろそかになりかねない。委員会に与えられた時間内でパークマネジメントの全体像を協議することは困難なので、体育館を中心にしつつ、常にこれが企画全体の求める機能を満たしているのか、について考え続ける必要に留意しながら議論を進めた。

掲載内容

- 設問1 体育館施設として有すべき機能について
- 設問2 先進的、効率的、経済的な整備内容について
- 設問3 事業手法、施設運用上の課題や問題点について
- 設問4 自由意見

(参考：委員会開催日・関係視察)

平成28年：7月6日、7月27日、8月8日、8月24日、9月14日、10月11日、10月24日
11月9日、11月24日、12月21日

平成29年：1月17日、1月31日

11月17日：神奈川県横浜市 PFIを用いた体育館建設

11月18日：東京都墨田区 PFIを活用した総合体育館建設事業と管理運営

11月18日：東京都千代田区 コトブキシーティング株式会社ショールーム

設 問 1 体育館施設として有すべき機能について

体育館として当然備えるべき標準機能と別に、例えばプールやフィットネス設備など、状況や環境、ニーズ等によって検討すべき選択的機能がある。対費用効果や施策の体現に資するかなど様々な観点からこれらをどうすべきかについて各々の答えを記した。

川村委員

選択的機能(プール、トレーニングルーム@平成28年3月：基本構想)は、福祉的な目的を外して考えると、民間企業で代替可能なので極力削ってスリム化し、予算を削減すべきと考えます。

もしそれらを整備する予算があるとなれば、標準機能(体育館・陸上競技場・テニスコート・広場・園路・駐車場@平成28年3月：基本構想)の充実を目指した方が良いでしょう。

また、福祉目的(高齢者の健康増進、リハビリ等)でのプールは、新体育館に関しては不要であると考えます。

長谷川委員

プール設置については、民間委託するにあたり負担になるかならないかで検討してはどうか。受託側がプール設置を含む運営を考えている場合もあるのでは。夏のファミリー向けには、公園内に水遊び用噴水広場や浅瀬等を設置すれば、運動公園の賑わいを創出することができる。

はまぐち委員

プールやフィットネスなど、民間事業が実施できるものは整備すべきではない。

現状の利用実態や市内競技人口等を勘案して整備すべきものを検討すべき。

福井委員

メインアリーナ、サブアリーナ、武道場など基本的な設備に加え壁面や外周など、限られたスペースを活用した先進的かつ効率的に、また民間も活用できる運営を行ってもらうため民間のアイデアを最大限に盛り込む。

プールやフィットネスなど収益性のある施設については、イニシャルコストとランニングコストを勘案して、将来において負担となるかならないかで判断する。

まつお委員

温水プールについては阪神大震災まであったものであることに加え、高齢化これからどんどん進んでいくことから腰痛対策やリハビリとしてますます重要な位置づけになっていくものとする。現在、市内に民間会社などが運営するプールがいくつかあるとはいえ、低料金で利用できる施設として新たな機能も検討した上で復活させるべきとする。

すでに検討されている収納型の観客席や固定観客席については各地の例にも学び、スポーツだけでなく文化イベントなどで使うときに席数の確保だけでなく、一定の快適性も追求すべきとする。

村上委員

平成 24 年度西宮市市民意識調査において、市の体育施設の利用は、市民の約 7%にすぎない。したがって体育館建設を市民が望むという前提での話だが、単なる体育館としてではなく機能性・多目的性を重視した、しかも経費削減のアイデアを盛り込む。

地下に雨水をためる貯水槽などを設ければ災害時の水の確保という理由からのプールは必要性が低いのではないかと考える。それよりも、プールに関しては、収益性、持続可能性を確保できるのであれば検討の余地がある。

【「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園のあり方検討会」の最終的とりまとめのポイント】にもあるように、都市公園の公園施設として単なる体育館施設機能に限定せず、都市公園を柔軟に使いこなして都市のさまざまな課題解決につながり公園全体の魅力アップにつながるような機能が必要と考える。

大原副委員長

標準機能設備（再整備必要施設）については、計画通り、粛々と整備を進めるべき。

また、選択的機能設備（再整備条件施設及び整備提案施設）については、一定条件が整うかどうかは、民間の提案に委ねるとされているので、あえて言及しない。

ただし、これをプールという特定の施設に限定した場合、一定条件の判断材料の一つとして、例えば、防災拠点施設と連動しての水源の意味を持たせるならば、必要と言えるだろう。

現に視察に伺った墨田区総合体育館は、ろ過して飲料水とする機能を持っていたし、全国的には、マンホールトイレなどの排水施設と連動しているところもある。

しかし、この場合も、別の手法において、生活用水や飲料水等の確保が可能であれば、コスト面とのバランスも考慮した上で、整備の要・不要を判断する必要があるだろう。

以上の政治的判断を排除した場合、プールについては、原則、不要と考えているが、その不要とは、あくまでも体育館と同敷地内、建屋内に設置することを意味しているのであり、民活ゾーンにおいては、当然ながら、否定するものではない。

そもそも、プール整備の理由が、従来の公共福祉的な意味にとどまるのであれば、民業を圧迫してまで、絶対に必要だとするには根拠が弱すぎると思われる。

一方、高齢・障害福祉の観点からは必要だと考えている。

ただし、その場合も、現計画地ではなく、本市北部に整備すべきであると提案しておきたい。

★委員長所見

選択的機能については整備を積極的に求めない意見が多く、特にコストパフォーマンスが悪いプールの再整備についてはこれを不要とする意見が圧倒的であった。確かに、ただでさえ使用料で収支が賅えない体育館事業の係数を必要以上に悪化させないこと、また建物が既存不適格で面積の拡大が望めないことからこの種の意見が多くなるのは自然である。ただ、少数意見として高齢社会を迎えて運動機能回復施設としてのプールは必要との意見もあり、事業そのものの収支整合性だけでなく、福祉的観点からこれをどうするのか（他に代替えさせるのか、福祉センターのプールをどうするのかなど）については福祉当局と協議し一定の答えを出すべきではないだろうか。

また、事業提案の段階で様々な効率化を図ったプールが提案される可能性も考えられるので新しい提案があれば真摯に検討されたい。

設 問 2 先進的、効率的、経済的な整備内容について

法令等により公園全体面積に対して運動施設の面積は50%を超えられず、中央運動公園の現状は既存不適格の状態である。増えるニーズに増やせない床面積、これにどう対応すべきか。ただ機能を減らすのではなく、どのような工夫で限られたスペースを有効に使うべきなのか、また半世紀に一度程度しか訪れない体育館建て替えの機会にどのような考え方を付加すべきなのか各々の考えを記した。

川村委員

運動施設に必要な機能を整理した上で、どの場所(フロア)にどの機能を持たせるかを考えるべきです。その上で、地下も含め、体育館の階数を増やすこと、可動式の畳などの設備で対応することなどを検討すると良いかと思います。

フロアを区切るカーテン等の活用も有効だと思います。

経費削減については、オプション等の細かい部分を削るのではなく、根本的な設計や扱う材料など、大きな部分の見直しから入るべきだと考えます。

長谷川委員

前回回答したように、アリーナ出入り口側一面を扉にして、ドアを全面開放した折に、外部と一体化して利用できるようにする(参考:アオーレ長岡のアリーナ、仙台メディアテック1階 歩道側)。屋根に太陽光発電システムを設置するよう環境局に働きかけること。手法は環境局が工夫することではあるが、「再生エネルギーによるまちづくり」を考えるなら、市民ファンドなど、市民協働となるような取り組みを期待する。新体育館建設オープン前の盛り上げにも効果的。

プール、武道場など、設備については要不要を示しにくい(個人的な考えになりがち)。市が設置を迷っている設備については、提示していただき、委員会で意見交換しながら絞っていくというのはどうか。避難所として使用する場合を念頭に、過去の経験を踏まえて設計をすること。

はまぐち委員

墨田区の可動式畳や移動式観客席など、整備の工夫によって施設の大幅なコスト削減や有効な観客席の確保が期待できることがわかった。こうした事業者のアイデアが提案され、有効に活用できたのは事業者の創意工夫が自由に生かされる形での入札を行った結果ではないかと推測する。よって事業者の自由なアイデアが阻害されることのないよう、市の提案は出来る限り控え、体育館の主たる目的や課題解決に沿ったものに重点をおくことが重要と考える。

福井委員

将来の財政状況を踏まえた上で、体育館施設を持続的に運営・維持するために、民間手法を大いに用いる必要がある。

施設の費用考える時に、イニシャルコストのみを重視するのではなく、売店等の収益性のある施設、電動の移動式観覧席、差別化されたシート、可動畳など取り入れて、効率性を高めランニングコスト軽

減に努める。

まつお委員

- ・地下の活用（地下二階を駐車場にして、地下一階からアリーナとサブアリーナを併設）
 ※東京大田区体育館参照
- ・一般的な体育館建設補助金以外で見込まれる国の補助金可能性（社会体育施設、防災上の都市公園としての補助金以外などで、例えばこんな仕様にすれば別の補助金が出るとか）
- ・ランニングコストの約半分を占めるといわれる空調費を、太陽光パネルなどの再生可能エネルギー設備で賄うことの検討
- ・体育館は、国道 171 号線沿いに整備される可能性が高いことから、体育館の基本機能は損なわない範囲でデザイン上変わった形にして話題性をもたせる。もちろん提案者が考えることではあるが、市民からデザインの公募を行ってはどうか。

村上委員

平成 24 年度西宮市市民意識調査において、市の体育施設の利用は、市民の約 7%にすぎない。したがって体育館施設建設を市民が望むという前提での話だが、単なる利用施設という観点からではなく、その施設を運用して利益を出す、もしくは最低でも赤字を出さず運営継続可能な観点から整備内容を考えることにより、先進的効率的、経済的な整備内容を考えることができると思う。

例えば、都市公園スポーツ健康プロモーション会社のようなものを、行政、企業、市民らと LLP(有限責任事業協同組合)や LLC(有限責任会社)のような形態で設立して、お互いの強みを活かし公園整備全体も含めて考える。

また、民間活力を導入する手法としては今まで議論されてきたところであるが、近年従来の PFI 方式のデメリットを改善する方法としてさまざまな官民協働の手法が考えられている。したがって PFI に加えて、運営権譲渡や定期借地方式やリース方式なども今一度検討してもよいのではないかと考える。大切なことは、どんな手法であれ市のリスクをできるかぎり最小限にする手法を検討することである。また、市が借金をして建てたものを、毎年市民に均等に負担してもらい、すなわち世代間の負担の平準化ということがよく言われる。しかし、生まれてから一生の間同じ地域に住むことが必ずしも多くない現在のような人口流出入の激しい時代では、この負担の平準化の考えそのものが成り立たない。民活ゾーンは、PFI をするなら必要だと言うことで付け足した感じのように思える。駐車場 400 台と言うのも交通の不便な立地による物であるし、イベント時の交通混雑の入念なシュミレーションを行うことにより、どのようなことを体育館で行うのか熟慮する必要がある。視察後の感想としては、当市における中央体育館を含む整備は今の市が考えている収益性の低いスキーム、すなわち、民間ができないすなわち不採算的な施設であるなら今の場所ではできることは限られているように思う。もしくは、その赤字幅をカバーするだけの財源を行政のさらなる効率化や給与カットなどで捻出するのであれば可能かもしれないと考える。

大原副委員長

都市公園法による既存不適格という現状をいかに凌駕するかという原点にまず言及したい。

今回の整備計画によって、本市の中心施設として、今後 50 年は存在していくであろう重要設備である

ことを考えると、必要な整備内容が、従来の規制に縛られて、断念してしまうことが、後世の市民に責任を果たせたとと言えるかどうかという思いも捨てきれない。

そこで、考える整備内容に必要な施設が、現行法による数値制限をクリアすることができればよいが、万が一、そうならない場合は、それを実現するために、現計画に限定した条例制定に動くことも考慮すべきである。

逆に、法の趣旨を遵守しながら、例えば、線引きの変更など、運用上の解決ができないかという選択肢も排除しないでもらいたい。

この提案の本意は、未来の西宮市民に、禍根を残すべきではないということに尽きると申し添えておきたい。

次に、効率的、経済的な整備については、コスト削減と施設整備に、最大限の工夫を図ってもらいたい。

さらに、誤解を恐れずに言えば、民間の活力を過度に期待することは禁物である。

つまり、利益重視となれば、施設利用者を限定し、優先特定会員として囲い込みをすることも予想される。

そうなれば、市民待望の計画として整備された自治体が持つ施設でありながら、多様な市民利用の機会が失われることに通ずる。

よって、市当局には、公共と民間の絶妙なバランス感覚を、発揮されることを望みたい。

★委員長所見

総じて限られたスペースの多機能化を最大限迫及すべきと言う意見が多く、そのためには最新の技術を駆使してスペースの有効化を図るべきである。PFI 方式であるなら、このスペースでこれだけの競技実施を可能にしたい、と言うような仕様のたて方が有効となろう。この場合、設備への投資を重要視し、イニシャルコストが高くてもランニングコストが安くなる（収納式観客席の自動化など）方向で、また節約するなら躯体で（安全性・耐久性には留意しながら）この費用を捻出することを検討されたい。

設 問 3 事業手法、施設運用上の課題や問題点について

設計、施工、管理運営に一貫性を持たせるためPFIを中心に手法が検討されているがその中でもさらに手法は細分化される。本件に最もふさわしい事業手法は何かについて各々の考えを記した。

川村委員

BTO 方式が良いと思いますが、タイミングによっては金利によるメリットも発生すると考えられるので、DBO も可能性のひとつとして置いておくのが、今のところはベターな判断だと思います。

長谷川委員

PFI が望ましいと思う一方、提案にかかる負担が大きいことから、参加する企業数が少なく競争力が低下し、十分に民間活力を導入できなくなるのではとの懸念がある。

はまぐち委員

基本的には PFI 方式の中 DBO もしくは BTO で行うことには賛成だが、横浜市では PFI 方式での公募が不調に終わったという報告を管外視察で確認している。原因については調査中であることから明確にされていないが、体育館の民間運営について、横浜市が提示する体育館運営の希望と民間が望む収益性を含めた体育館運営に契約に及ばない課題が存在していたことも考えられる。西宮市が今後進める中央運動公園のパークマネジメントについても、市が過剰に条件を提示することによって契約が不調となることも危惧される。提案はよって当該手法を適用した場合も事業者がより自由な設計・施工ができるよう考慮するべき。

福井委員

二者択一においては、BTO が第一だが、場合によっては DBO。

ただし、PFI が単なる延払いとならないために評価の基準は、民間の力を最大限活用する本来の官民協同の視点で選考して頂きたい。

まつお委員

今回予定されている規模から考えると従来手法では役所内の手間がかかることと効率が悪くなる恐れがあること、また提案力も含めて民間のノウハウを活用できるという点から PFI 的手法である DBO がふさわしいと考える。ただし、地元の企業が受注できる仕組みは必須事項として追及していただきたい。いずれにしても、提案力をどう競わせるかという立場で取り組んでいただきたい。

村上委員

従来の PFI 方式のデメリットを改善する方法としてさまざまな官民協働の手法が考えられている。運営権譲渡などにより、指定管理料を払わなくてもいい方法を考えるなど、市がするものは赤字でも仕方が無いなどというはじめからあきらめた考え方ではなく、さまざまな可能性を追求することが必要である。その上で最悪の場合でも、なるべく市民の負担が少なくなる方法がよい。

大原副委員長

BTO 方式を第 1 提案とするが、DBO については、その時の金利比較でのメリットの可能性を考え、排除せずとしておきたい。

★委員長所見

PFI も導入から年月が経過し、真の価値についてよく見極めようと言う機運のある中、議会としては根拠不確かな VFM を単純に効果として認める雰囲気ではないし、また民間活力の導入と言う題目も十分なビジネスチャンスとしては成立できない本市計画の背景から過剰に期待する向きも少ない。視察を通してみた大都市の事例においてさえ成立に苦しんでいる PFI を導入するのであれば、VFM でも民活でもない、どのような価値があるのか明確にせねばならない。

設 問 4 本件にかかる自由意見

長谷川委員

中央運動公園の建設・運営については、民間経営の自由度を高めるために、行政側からの縛り・関与は極力排除することが望ましい。自治体経営として考えれば、行政側からは基本的な条件のみで、民間の経営・サービス手腕を最大限に発揮してもらえるよう、民間提案による民設・民営・民有という方法もある。軽コスト・機能重視で建設したゼビオアリーナ仙台、バレーボール選手らに体育館の問題点を取材して作ったというオガールアリーナは参考とされたい。

はまぐち委員

西宮中央公園のパークマネジメントについて、基本的な考え方としては

- ①都市計画法や都市公園法に関連する法的条件の対応
- ②中央体育館の稼働率の問題
- ③駐車場を含む交通アクセスの問題

など今ある課題解決を最優先に進めるべきと考える。

その上で、スポーツ観戦など新たな取り組みについて最小限のコストで最大限の効果が期待できるよう進めることが重要である。PFI方式のメリットは運営側の自由度を高めることであり、市はこのメリットを損なわないように条件を提示すべきである。また建設コストが最も大きな費用であることを考慮すれば、アリーナとサブアリーナ2施設の計画についても1施設に集約することで建設費用を効率的に削減できるのであれば検討すべきである。

福井委員

この事業に関して財政的な見通しから導き出された現実的な「イニシャルコスト」や「ランニングコスト」等、使えるお金が示されて初めて、施設が将来にわたり持続可能であるのか、財政的に不安があるのであれば、持続可能にするためにはどのような仕組みが必要であるのかなど、問題解決のための工夫を考えることが始まる。

将来の財政負担を説明せずに、どのようなものを建設するかを議論できないことを、まずは市は理解すべきと考える。

そのような情報がない中でも、体育館は必要最低限の施設の建設で、最も財政負担を少ないながらも税を投入する手法を選ぶよりも、官民協同の事業として、コストのかかる公共の施設を民間の施設と合築し、民間から得られる収入で公共の施設のランニングコストやイニシャルコストにあて、税の投入を最小限もしくは税収が発生する方法を将来世代のために選択すべきである。

また、市民へのサービスを提供する時に、税金を1円でも節約することも大切だが、1円の税金でより多くの価値あるサービスを提供するのも税を活かすことだという視点も必要である。

今まで、行政が行っていたものより価値が上がらなければ官民協同の意味はない。

少子高齢化による生産人口の減少により税収は減れば、市が行う住民サービスも低下するおそれがあるのだが、そういう時代だからこそ、現状維持や更なる向上のために行政は知恵を絞らなければならない。

村上委員

市の喫緊の課題である保育園などの待機児童対策や発達障害者支援や公共施設の再編成につながるような仕組みを考える。改正された国家戦略特区法などを適用して行われている他市での先進的な都市公園の活用方法（例えば、都市公園に保育園などを作る等の取り組み）も研究する。

運動施設のある公園という従来の狭い視野の考え方ではなく、市民にとってニードの高い図書館整備とのコラボや保育園施設とのコラボ、学校施設（例えば温水プールの学校の冬期ででも授業に使えるようにする）との共同利用とそれによる効率化と集約、塾も含めて学童保育施設や高齢者介護事業におけるプールやフィットネスの利用事業とのコラボ、市内にあるほかのグラウンドとの利用の一元管理などの仕組み等、さまざまな可能性を考えていく必要がある。現在細かな収支予測が無い段階であるのでどうしても概念的な提案にはなってしまうのは致し方ないところであるが、従来型の「こんな施設を行政が創る計画を立てました。パブリックコメント聞きました。予算ができました。立てました。赤字が出ましたが仕方が無いです。」というような上意下達てきなスキームにならないように、今後の計画作成の過程の中に各種運動関係者ではない一般市民や有識者や NPO 等をいれて運営方法も含めて検討していくことが大切であると考えます。

そのためにも、現在の体育館、テニスコート、グラウンド、陸上競技場、市内のプール等の利用実態調査を早急に行い、今後の中央運動公園の整備計画に役立てる必要があると考えます。

大原副委員長

- ・運動公園施設と民間収益施設が、地域の活性化において相乗効果をもたらすものとなるような事業とすること。
- ・PFI 事業者の公募にあっては、その自由度を可能な限り保証し、予定価格を含め、事業者の参入意欲を高めるよう、検討すること。
- ・体育館スペースの有効利用には、最新設備の研究と費用対効果を併せて、最大限の工夫を図られたい。

ただ、具体化にあって、メインアリーナとサブアリーナについてのみは、分けて整備をすることが、市民の利便性向上につながるものと考えます。

- ・外装や内部施設など、整備の必要性和目的を十分に検討することにより、コストをかけるべき比重を過つことがないようにお願いしたい。

★委員長所見（総論）

1. いかに空間を効率的に使うか

既存スペースより（おそらく）小さくなる中でどれだけの機能を詰め込めるか、メイン、サブ各アリーナや観客席、多種目対応のスペースなど随所に現在ある最高の工夫を施していただきたい。また公園面積の中にも同じ工夫が期待されるし、民間活用スペースもただ商業的に関係のある業種の誘致にとどまらず、多目的に活用できるような企画をも検討していただきたい。

2. その知恵を競わせるための PFI

VFM について、視察先ではかなりの数値を掲げながら、その算出根拠については非公開と言う扱いを見聞き、業者のノウハウが公表できないと言う理由もあるのだろうが PFI 導入の経済的優位性に疑問

符が付いた。また視察時期に横浜市のPFIに応募が無く不調に終わったことが判明するなど、立地の良い大都市でさえビジネスチャンスとして民間のノウハウを導入することは難しいとを痛感し、PFI導入理由の看板である代表的理由の二つを単純に受け入れられなくなりつつある。それでもなおPFIの導入が必要だとするなら従来手法では叶えられない確かな理由を顕示する必要があり、運営者が設計思想ごと介入できることの意義をしっかりと内外に知らしめることが肝要となる。

3. 機能充実に資するイニシャルコストは惜しむな（躯体は拘らずにコストダウン）

多様なスポーツの隆盛や大学などのアリーナ充実に伴い、近年は観客席仕様を含めた体育館関係設備の進化が著しいようである。これらの効果的な導入が新体育館の機能充実に直結するのだが、全体的なコストの抑制はやはり公共として必要であり、総合すると表面上のイニシャルコスト抑制のためにこれが犠牲になる可能性もある。

例えば、移動収納式観客席においては手動式と自動式があり、コストは明らかに前者採用でかなり抑えられるが、観客席出し入れの度に人手と時間がかかるのではランニングコストが（ずっと）高額となり、短時間で用途入れ替えが困難で運営にも支障が出る。スペースをどのように使えることが理想か、そこから機能充実のためのコストは惜しむことなく考えられていくよう推奨したい。

代わりにコストダウンをどこで図るのか、の答えは直接の見聞こそ叶わなかったが視察の比較資料として見られた仙台の民間体育館建設費にあるものと思われる。建物（躯体）のグレードにこだわらず大胆にコストカットすることで機能充実に回せる予算は確保できる可能性がある。「本市の顔」として見た目立派な建物を、と言う意見があるかもしれないが「顔」すなわちプライドは中身勝負で考えていただきたい。

4. 公園の全体像

近年に着手予定の体育館建て替えが議論の素材として中心になることは致し方ないが、表題が示す通り公園予定地全体の考え方がしっかりと示されており、それに沿った体育館のコンセプトがあるべき、と言う位置関係はおさえておきたい。

詳細な議論には時間の関係上至らなかったが、多機能充実と言う目標は公園部分、民間活用スペースにも活かされるべきであり、これを公園全体に広げた場合、災害時の避難所としての機能や民間活用スペースにおけるシナジー効果（体育館利用者が他のスペースも利用したくなる必然性があり、なおかつ民間活用スペースの来訪者が他の公園部分をも利用したくなる相乗効果）をも見込んだ企画設計となるよう留意されたい。PFI方式を採用するのであれば当初からこれは織り込まれるはずであるので、現在中心となっている体育館に関するコンセプトに「仮止め」的結論を見出し、全体像の企画へと早期に移行されるよう望みたい。

民生常任委員会施策研究テーマについて(報告)

西宮市議会議長 殿

平成 29 年 5 月 8 日
(2017 年)

民生常任委員会

委員長 篠原 正寛

本委員会では、平成 28 年 12 月 21 日開催の委員会において、以下 1 件を施策研究テーマと定め、調査・研究をしましてまいりましたので、御報告申し上げます。

1 ゴミ処理事業の広域化について

平成 28 年 12 月 21 日、平成 29 年 1 月 17 日、平成 29 年 1 月 31 日、平成 29 年 2 月 9 日、平成 29 年 2 月 23 日、平成 29 年 3 月 9 日、平成 29 年 4 月 5 日、平成 29 年 4 月 24 日、平成 29 年 5 月 8 日に委員会を開催し、ゴミ処理事業の広域化について、市当局より、本市の現在の取り組み状況や課題等の詳細な説明を聴取するとともに、質疑を行い、意見要望等を伝えました。

当該施策研究テーマに対する各委員の個別の意見は別紙のとおりです。

以 上

施策研究テーマ

「ゴミ処理事業の広域化について」

提 言 書

提出日：平成 29 年 5 月 8 日

民生常任委員会

ゴミ処理事業の広域化について

「ゴミ処理施設においては効率化や高度な処理に対応するため、再整備の際には広域化を検討せよ」と通知されたのは平成9年（旧厚生省）である。これに対して兵庫県が平成11年に広域化計画を、環境省が平成20年にゴミ処理基本計画策定指針を発表したが、東部総合処理センターの稼働（平成24年12月）にあたって本市で広域化が検討された形跡はなく、その流れの中で今回、芦屋市との広域化が唐突に現出したという感覚がある。

昨年9月の一般質問における答弁では「今後、加速度的に検討する」と言う程度でしかその取り組みについて語られなかった広域化がその後、如何なる理由によって一転、具体的に推進が図られるようになったのか？この短期間に何があったのか？ここに漠然とした不可解さを多くの議員が感じる事となった。

ゴミ処理の広域化は、基本的には以前から国・県で推奨されている方向であり、これ自体誤りではないが本質的にはもともと近傍の比較的小規模都市がそれぞれ処理施設を建設・運営する非効率さ解消策のように聞こえ、本市の規模でこれが有効なのか、想定されるメリットを正しく、また十分に享受できるものなのかまだ検証されていない。本件を進めるにあたり、急遽進められた広域化推進の動機に些かの不自然さもないことを念じつつ、議会としては深くこれを理解し、必要な条件を本市に提言する必要がある。

高度な処理に対応でき、総合的にコストが抑えられ、しかも両市にとって納得できるバランスでメリットが得られるならこれに反対するものではないが、初めての試みゆえの疑問点も多く、平成29年度から芦屋市との協議体（西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議）が設立されるにあたってはそれまでに可能な限りこの疑問点を解消し、各々の意見を協議に反映させる必要がある。以上の判断により、本件を研究テーマとした。

（提言内容は「西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議に臨む本市への提言」とし、そこに至るまでの協議・研究の内容を参考資料として前半に記載した）

掲載内容

参考資料（提言に至るまでの各委員意見）

- 設問1 広域処理の必要性について
- 設問2 広域処理の必然性について
- 設問3 予想される効果の検証（経済効果・その他の効果）
- 設問4 予想される課題・問題点の検証

提 言

西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議に臨む本市への提言

（参考：委員会開催日）

平成28年

12月21日

平成29年

1月17日、1月31日、2月9日、2月23日、3月9日、4月5日、4月24日、5月8日

設 問 1 広域化の必要性について（本市に広域化は必要か）

（ゴミ処理を広域化するという方向そのものについて、基本的に必要と言う立場に立たれますか？その是非と理由について述べてください）

川村委員

必要だと考えます。シンプルに、主に金銭的な面でメリットが見込めるからです。

長谷川委員

ゴミの分別収集が進む中、細分化されたゴミを一自治体で処理するコストを考えると、広域化し、施設や人員の効率化を図ることは必要と考える

はまぐち委員

ゴミ処理施設の維持・管理にかかる費用の負担軽減という考えから広域処理の必要性はある。

福井委員

必要。

ゴミ処理施設の運営や改修、更新などの費用が軽減できる。

分別した資源量が増えることにより、リサイクル事業の安定が見込める。

焼却量が増えたとしても、施設更新時に、現在よりも人員が必要のない施設を建設できればゴミの増加と人員増の問題は解決される。

まつお委員

よほど規模の小さな自治体間でないと必要性はないと考えるが、広域化内の自治体メリットが大きく、住民の合意がえられる場合はありうらと思うので、どちらともいえない。

理由は、その自治体の住民のごみはその自治体で処理をすることが基本になると考える。基本的に燃やすという前提での処理の仕方であれば、温暖化ガスの排出が処理自治体任せとなる、あるいは収集車の増加に対する市民感情、災害の時などの迅速な収集ができにくくなることも考えられるため。

村上委員

議論していくことに関しては賛成。ただし西宮市民にとって、プラスになるのであれば必要であるし、メリットがあまり無くて市民に対する説明責任が果たせないのであれば不要。

広域処理によって得られる利益を廃墟化した西部工場の解体費用に充当することもできるのであれば必要性も出てくると考える。

広域化と同時に、西宮市にある西部、東部の工場を統合することも詳細に検討したうえで、その統合計画推進に役立つようであれば広域化の必要性も出てくると考える。

大原副委員長

必要性は、あると考える。

- ・施設の集約化により、施設建設費や維持管理費の削減が期待できる。
- ・施設の安定稼働のためには、一定量のゴミの確保が可能となり、ゴミ質の均一化も図れる。
- ・ゴミの安定燃焼をすることにより、排ガスの高度処理を行うことで、環境負荷の軽減につながる。

★委員長所見

結論として必要であるという意見が5名、その他が2名であった。必要性を認める意見の多くは財政的メリット、その他とする意見はおもに環境負荷に対する不明確さやメリットが漠然としていること等がその理由と考えられるが、デメリットを埋めて余りあるメリットが正確に読み取れるなら、必要性に対する支持はかなり高くなるものと予想される。

設 問 2 広域化の必然性について（なぜ今なのか）

（今回、本市が芦屋市と広域処理を検討することについて、必然性があると考えられますか？その有無と理由について述べてください）

川村委員

必然性はないと考えます。

私は平成23年9月定例会で芦屋市を例に挙げて一般質問を行いました。その時の答弁はお世辞にも前向きとは言い難いものでした。

必然性があるのであれば、その時に方針が示されていると思います。

長谷川委員

芦屋市と広域処理については、現時点では必然性があるとは認めにくい。両自治体において、ゴミの分別収集方法が異なる現状を是正することが先であろう。

広域化と関連があるかは不明だが、芦屋市のゴミのパイプラインについては、利用できる地域が限られていることや維持管理の問題で市民の間で不公平感があると聞く。

はまぐち委員

施設更新のタイミングや隣接する自治体であることを考慮すれば、芦屋市との広域処理の必然性は一定あると認識している。

福井委員

有。

現在の施設の活用、施設の更新のタイミング、今後のゴミの減量化、隣接し臨港部でアクセス可能などの状況から、広域処理について検討はすべきと考える。

まつお委員

必然性はない。

理由：ゴミ処理能力に余裕があれば総合的に効率的という考えもあるかもしれないが、他の自治体住民のごみを処理することが市民にとって理解されない可能性がある。住民の合意のもとで進められるべきであることから、必然とは言えない。

村上委員

議論していくことに関しては賛成。ただし 西宮市民にとって、プラスになるのであれば必然であるし、メリットがあまり無くて市民に対する説明責任が果たせないのであれば必然でない。

必要性のところで述べたとおり、今後の西宮市の公共施設である東部、西部の処理場の統合計画の中で必然性があるかどうか議論すべきで、その中で必要性があれば、必然性も生まれてくると考える。

大原副委員長

現段階では、いずれとも言えない。

ただし、必然性が無いとして、協議体の議論を否定する考えはない。

中核市として近隣市と連携していく使命やスケールメリットの生じる施設集約の必要性など、一般論として、必然性はあるものと考えてはいるが、本市にとっての必然性となると下記の理由により、断定するまでには至っていない。

- 1、なぜ、他市（尼崎市、宝塚市）も協議相手と、ならなかったのか、事前の議論が明確であるとは思えない。
- 2、本市が、芦屋市の議論に前のめりとなっている風には、見受けられない。
国・県の広域化方針を受けて、処理能力に余力のある本市は、その協議を始めてみよう、様々な可能性を検討しようという状況であるという印象がぬぐえない。
- 3、本市の挙げる広域化した場合のメリットの検証ができていない。

★委員長所見

「必要性」に関しては高い支持があったものの、「必然性」となるとその有無への意見は拮抗する。要するに、良いことだと思うがなぜ急に今なのか、昨秋の答弁で示されたように「検討」を始めるというレベルではなく、広域化を進めたいと言う立ち位置に変わったのかと言う疑問がその要因であろう。方針転換は必ずしも悪いわけではない、しかし、その場合はまず議会に対していかなる理由で方針を転換したいのか少なくとも所管事務報告等で予告すべきであった。特定の人物間でこれが事実上決められ、結果ありきで説明がはじめられたのではないかとの疑念が必然性に対する疑問の根底にあり、白紙から議論検討を開始する、と言う立ち位置に戻すことが求められている。

設 問 3 予想される効果の検証（経済効果・その他の効果）

（広域化によってどのような効果が生まれると思われますか？有形、無形を問わず挙げてください。またすでに公表された資料で「効果」とされているものに対する意見も合わせてお書きください。）

川村委員

総合処理センター建設のイニシャルコスト、ランニングコストの低減が期待できると考えられます。現在公表されている資料については、芦屋市との交渉の中でどれだけ有利な条件を得られるかで左右される部分もあり、算出根拠によっても変わってくるので、より詳細な内容を知りたいと思っています。

長谷川委員

一般的には、広域化することで、無駄に多く焼却施設や炉を持つ必要がなくなる。そのことにより、維持管理コストや人件費を削減できると考える。

補足資料4 広域処理による主な効果および課題にかかっている効果に対する意見。

「災害廃棄物の仮置き場や将来の施設整備の候補地の選択肢の増加」について、一度焼却施設を無くした自治体において、何年・何十年か後に再度建設することを住民が受け入れるかどうか、かなり悩ましい問題ではないか。

はまぐち委員

・施設の維持・管理コストの削減はもちろん、広域化によって環境が変わるこのタイミングで、ゴミに関連するすべての作業について見直しを行うことや、収集ルートの見直しによって効率を高めることもメリットの1つと考える。

* 公表された効果の中で、

・経済効果額が180億～220億円

・搬入車両の増加に伴う環境への負担

などについて根拠が乏しいため、詳細な説明が必要。それぞれについては、事業の開始後に具体的な効果や負担の検証を実施すべき。

福井委員

・ライフサイクルコストの削減。

・高効率な熱回収が可能。

まつお委員

広域化で焼却炉やごみ処理施設の有効活用、あるいは効率的な焼却や処理ができる。又そのことによって自治体双方の人件費などの経費が節減できる。

村上委員

すでに昭和の大合併、平成の大合併での広域化の事例があれば参考になるのではないか。

・ダイオキシン類削減対策

- ・ マテリアル（物質）リサイクルの推進
- ・ サーマル（熱）リサイクルの推進
- ・ CO2の削減
- ・ 最終処分場の確保
- ・ コストの縮減
- ・ 廃プラ再利用の是非についての検証（本当に、廃プラ再利用がいいのか？そのまま燃やしたほうが効率的か？きちんと検証する）

大原副委員長

- ・ 施設の集約化により、施設建設費や維持管理費の削減が期待できる。
 - ・ 施設の安定稼働のためには、一定量のゴミの確保が可能となり、ゴミ質の均一化も図れる。
 - ・ ゴミの安定燃焼をすることにより、排ガスの高度処理を行うことで、環境負荷の軽減につながる。
- その他の考えられる効果としては、ごみ焼却によって排出される毒性のある化学物質等の削減。（ダイオキシン等）ただし、施設基準の見直しにより改善することが可能。

市当局により公表されている効果のうち、ライフサイクルコストの削減、高効率な熱回収及び施設整備候補地の選択肢の増加については、賛成できる。

一方、デメリットとして挙げている、ゴミの分別区分の統一化も細分化される統一であれば、施設の安定稼働のためには、メリットと言えるかもしれない。

★委員長所見

広域化による効果、すなわちメリットについては常識的一般論として広く理解されているところであり、その意味では委員の認識には大差ないと言える。ただ、当初に当局から説明されたメリットとされるものも一般論の範囲を出ず、詳細に検討され、本市にとっての予想メリットに特化されていなかったところから、この話が急遽下され、精緻な検証も間に合っていないのではないかと疑いを持たれたようでもある。改めて精緻な本市のメリット、そして両市のメリットバランスについて検証する必要があると感じられる。

設 問 4 予想される課題・問題点の検証

（広域化を導入、推進する場合の課題及び問題点と思われるものをいくつかもお書きください。）

川村委員

- ・ 芦屋市の廃棄物運搬用パイプライン維持管理など、廃棄物の焼却受け入れ以外の役割まで西宮が負う形になるのは、金銭的成本や責任範囲の曖昧さを回避するためにも避けるべきなので、両者の責任範囲を明確にしなくてはならない。
- ・ 芦屋市のどこかにごみを集めて、それを集約して西宮の総合処理センターに運搬させるのか、西宮の総合処理センターに直接運搬させるのか、その他の方法も 含めて検討しなくてはならない。
- ・ 運搬方法を精査する際に、どのスキームに対してどれくらいの人員が必要なのか、西宮と芦屋の人的コスト（金銭 or 人員）の負担割合をどのように決めるのかを考えなくてはならない。

長谷川委員

芦屋市との広域化については、西宮市が芦屋市にお願いする話ではないし、本市が前のめりになって進める話ではない。芦屋市との協議が、西宮市民を説得できるだけの内容になるのか。

西宮市がごみ焼却を請け負うにもかかわらず、芦屋市側からその負担分の金額提示等が示されないのはどうしてなのかが腑に落ちない。西宮市にのみ焼却施設を置いて、芦屋市がその分軽減できるのであれば、それ相当の提示があつてしかるべきだと思うのだが。

芦屋市のごみは半永久的に西宮市で受け入れるのか、その覚悟があるのか。西宮市の焼却施設が老朽化した折に、芦屋市での設置がスムーズにできるのかどうかは疑問。一度無くした「迷惑施設」を、何年か後、何十年か後に建設しようとしても、住民としては簡単に受け入れられるものではない。

芦屋市南部で導入しているパイプラインで集まる焼却ゴミが、本市の焼却ゴミレベルに選別されるのか。

また、芦屋市はパイプラインによる回収ゴミの点検や分別作業をしてから、西宮市の焼却場に搬入することを確約できるのか。

西宮市は発電システムのある焼却炉。ゴミを資源と見た場合、発電益については芦屋市に権利があるとみなしてよいものかどうか。

はまぐち委員

広域化について想定される方法を明らかにすることが重要。その上でそれぞれのメリット・デメリットを示した上で芦屋市との協議に臨むべき。本市のメリットを最大化することが広域化を進める前提と考える。

福井委員

- ・ゴミ収集車の増加による交通への影響。
- ・災害時の収集業務の遂行。
- ・不測の故障があつた時などの費用の分担。
- ・リサイクルなどゴミ再生の方針が統一できるか。

まつお委員

1、受け入れてもらう自治体側住民のモラル低下の恐れ

理由は、自分たちの税金でゴミを処理しているという自覚が薄れ、ごみ減量意識やごみ出しのモラル（分別など）が低下する恐れがある。また、焼却による温暖化ガスの排出に対する責任感も薄くなると思われる

2、受け入れる自治体側住民の感情も含めた合意が得られるか

具体的理由として①他の自治体のゴミ処理を何故市民の税金とするのか（実際には受け入れてもらう自治体の費用負担はあると思うが）という疑問解消ができるか②受け入れ自治体に流入するごみ運搬車による交通量の増加と事故の危険性の増大の懸念解消ができるか③一部事務組合などの別団体を設置することになれば、運営が両市民にわかりづらい形になってしまう

3、問題点として、国が県を巻き込んで大規模焼却施設を建設するように誘導しているのではないかと いう疑問がある。焼却ありきでなく、焼却ゴミを減らす対策にもっと力を入れるべきではないか。

村上委員

- ・西宮市と芦屋市とで協議を進める過程での情報公開や計画を作る意思形成過程における市民の参画
- ・住民間での利害の不一致
- ・公共施設の再編（西部東部の処理場の統合や廃墟化した西部清掃工場の問題の解決）に寄与できるのかどうか。

大原副委員長

- 1、協議体の議論に参加するにあたり、本市の前提条件（メリット）を掌握すること。
 - ・本市が効果として挙げている項目の検証が不十分。
- 2、ゴミ搬入車の走行経路と周辺環境に対する影響の検証。
- 3、ゴミ分別区分の見直し作業。
- 4、市税が投入されることに対する市民感情の対応。
- 5、災害発生等、施設が何らかの事情により稼働できなくなった時の対応。

★委員長所見

本件の課題は羅列された実務的課題と同時にここまでの進め方、これからの進め方にも及ぶものとなった。今後はメリットの検証に合わせて同じ力でこれらの払拭に努められたい。

提 言

設 問 5 西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議に臨む本市への提言

今年度より両市の協議が始まる予定であるが、これにあたってどのような点に留意し、協議を進めるべきか、また本市として確保しなければならない条件は何か独自で検証し、提言としたい。

協議に臨む原則・心構え

川村委員

西宮市のメリット、デメリットと、芦屋市のメリット、デメリットを定量的な面と定性的な面に分けて、はっきりと議会に提示しなくてはならない。
それが無いのに話を前に進めることはできないという認識で議論すべき。

長谷川委員

- ・広域処理ありきで協議をすすめないこと。
- ・芦屋市は、迷惑施設といわれるゴミ焼却施設を撤去するだけでも大きな利があることなど、受け入れる側の西宮市が優位にあるはず。慈善事業ではないので、協議はシビアに。
- ・芦屋市のゴミ分別が西宮市レベルになったことが確認できるまで、広域化に舵を取ってはならない。

はまぐち委員

- ・協議前に広域化の手法や総合的なメリット・デメリットを明確にしておくこと
- ・本市のメリットを最大化すること
- ・協議の結果、本市にとってメリットがないと判断された場合は、芦屋市との広域化を進めないこと

福井委員

メリット、デメリットを明らかにし合理的な判断をすること。

施設が建設される本市にとって、納得のいく条件が得られない時は進めないこと。

長期にわたる契約となるため、後年において解釈が変わることのないよう細部まで明記すること。

まつお委員

- ・まず、両市それぞれのごみ削減目標のすり合わせを行ない、将来的に目指すごみ量を共有化した上で、焼却炉などの規模を検討すること。理由は新型の焼却炉では効率が良いからどんどん燃やせということになりかねない為。
- ・両市それぞれのメリット・デメリットを赤裸々に出し合う

村上委員

現時点での西宮市と芦屋市のごみ収集、廃プラ回収事業、小型家電事業など、ごみ収集にかかわるすべての事項についてわかりやすくお金の流れも含めて資料を作る

両市にとって、何がメリットなのかデメリットなのかはっきりさせ、芦屋市にとってのメリットが西宮市にとってもメリットなのか、あるいは西宮市にとってはデメリットなのかを明確にする

西宮市の環境基本条例の15条を手直しして、環境影響評価が適切に行われるように整備する

大原副委員長

- ・経費削減効果を可能な限り検証して臨むこと。
(本市提示の効果額 180 億~220 億円)
- ・ゴミの分別処理に対する統一感に回答を持って臨むこと。
- ・両市における費用負担の公平性を保つ考えを整理して臨むこと。
(施設整備費、施設維持費、人件費等の負担割合)
- ・両市の責任範囲を明確にすること。
(恒常的な各市の独自施策は、その市でもって完結させること。
⇒芦屋市のパイプライン施設など)
- ・広域化への結論ありきではなく、丁寧な議論を重ねたうえで判断すべきこと。

★委員長所見

総じて広域化は協議の前提ではないと言う立場を堅持することに尽きる。両市の協議は広域化がその実施に値するかどうか、生じるメリットの「分け前」をしっかりと取ることができるかどうか検証するために行うものと心得られたい。

協議内容への注文

川村委員

- ・ 広域化することによって、例えばごみの分別方法などが大きく変更になり、結果として金銭的なメリット以上に労力がかかるといったことがないように、広い観点から協議すること。
- ・ 災害時の対応など、本市がにしのみや環境サポート共同組合と結んでいる災害協定の内容を踏まえた上で、協議すること。

長谷川委員

- ・ イーブンでなく、プラス（利）をとるように（資金調達として考える）。

はまぐち委員

- ・ 期限よりも協議の内容を重視し、丁寧な協議を進めること

福井委員

- ・ ごみ処理施設は、西宮市単独所有とし、一部事務組合は結成しないこと。
- ・ ごみ処理について委託料を受ける。
- ・ ごみ処理広域化について、費用対効果など合理性を考えて事業（収集、焼却、リサイクル等）の見直しも協議すること。
- ・ 災害時における両市の事業継続計画を策定すること。
- ・ ゴミ収集車等、交通量の増加に対し、配慮すること。

まつお委員

- ・ 芦屋市側に対し、他市でごみ処理をすることでどの程度の処理経費等がかかっているか、さらに環境負荷を他市に与えているということを市民に日常的に啓発することを求めること。
- ・ 芦屋市側に対し、災害時に他市に依存することになるが、市民の意見としてそれでも良いか確認をとるよう求めること。

村上委員

長期にわたる約束ではなく、両市民にとって不利益な状況が長期間続かないような3から5年ごと（できれば毎年）にモニタリングしながら西宮市にとってのメリットデメリットを見直す仕組みを決める条項を契約締結事項の中に入れる

大原副委員長

- ・ 芦屋市で実施されていないその他プラの分別を実施させること。
- ・ 芦屋市からの搬入経路は一本化し、中間施設でもって搬入台数を減らす努力をさせること。
- ・ 芦屋市の空き用地については、災害時のガレキ等の一時保管施設とするよう交渉すること。
- ・ 運営にあっては、一部事務管理組合等別組織を作らないようにすること。

(二重行政の弊害の恐れあり。収益(歳入)として委託費を受け取ること。)

- ・本市の人員増が予想される場合は、そのコスト面の保証を取ること。
⇒大阪湾フェニックス事業に係る費用負担について整理すること。
- ・広域処理をするゴミの対象を明確にすること。(再利用できる資源は、独自の対応をすべき。)

★委員長所見

本市が環境負荷を引き受ける側、と言う立場であることを前提とし、数量的に量れないデメリットがあることを内外に周知していただきたい。単純に二分されるようなメリットではむしろ不公平であるとの姿勢を崩してはならない。

内容の報告及び公開

川村委員

協議の進捗具合にもよるが、基本的に協議が行われる度に議会に対して報告すべきである。

長谷川委員

- ・議会のみならず、両市の住民にも経過を含め、説明と協議内容の理解を得ること。

はまぐち委員

- ・進捗の報告は次回の検討会議までに必ず行うこと
- ・議会の意向が反映できるよう、随時発言の機会を必ず設けること
- ・協議内容は議事録を作成し、議会も確認できるようにすること

福井委員

- ・内容については、議事録を取り議会に報告すること。
- ・会議の詳細は、音声データを取り、後年の検証材料として保存すること。
- ・住民に対する説明会を行い、意見を伺うこと。

まつお委員

- ・両市の意見や両市民の受け止め等の調査を、その都度議会に報告すること

村上委員

協議体は原則公開で、非公開にする場合でも会議内容は、音声データで録音保存し、問題が起こった時には検証できるようにする。できれば議事録も逐語で公開する

大原副委員長

- ・市民に対する説明、議会に対する説明を十分に行うこと。
- ・協議内容の記録を明確にし、後世の検証にも耐えるシステムとすること。

★委員長所見

現時点においては協議の都度その内容や進捗は議会に報告され、その意見を受けることが確認されているのでこれをしっかり履行し、議会と共に協議に臨むと言う姿勢を示していただきたい。また記録についても最大の透明性をもって公開されるべきとの意見が強い。

その他

村上委員

今回の広域化の検討を通して、両市民がごみの削減やごみ処理における税金の使われ方などを学ぶよい機会になることを願います。

★委員長所見（総論）

総じて、「誰かに命令されたことを履行する」ような進め方ではなく、まったくの白紙から両市で丁寧に検証し、合意に至るかどうか試みる、と言うスタンスで協議に臨むよう求められている。損か得か、で計ることは容易いが、得のように見えて（得の中においても）実は、本来得られるはずのメリットを毀損している、譲っていると言う事実（得ばかりし利益）は発見されにくい。

理由はどうあれ、結果ありきで交渉に臨めばこの検証が甘くなり、なおかつ一般的には露見しにくいと言う心配、そしてこれを許してはならないと言う使命感からおもに交渉に臨む本市への各種要望が出されているものと思われる。当局におかれてはこの背景・心情に留意しつつ、これに応える形で交渉を進められたい。なお、詳細については以下の通り補則しておきたい。

①本市の責任においてメリット、デメリット及びメリットバランスを明確にすること

各所に記載してきた通り、正確なメリット、デメリット、そして両市がこうむるこのバランスが正確に理解されてこそ、はじめて広域化の可否が判断できる。もとよりこの情報なしに他の理由で、あるいは正確さに欠ける付け焼刃の情報ではじめから広域化を推進しようと言う考えに至るはずはなく、現在の立ち位置は「広域化は双方にメリットがありそうで、正確に検証して議論するに値するものだ」と言うところまでである。ここに至るまでの不自然さ（と少なからぬ議員が感じているもの）を一掃し、多くの理解、納得の上に同じ結論に至れるよう細心の注意をもってこれに臨まれたい。

②交渉期限にはこだわらないこと

望まれるような高度な検証、議論を追求して行く上で、11月と言う本市が目標とする期限が枷になる可能性は十分にある。繰り返し述べて来たとおり、出発点はあくまで「白紙から」であり、最終ゴールは両市及び両議会、両市市民の一定以上の納得である。本年11月と言う期限は補助金申請と平成30年当初予算への計上のためのものであり、本質ではない。精緻な検証及び順当な利益バランスの構築とそれに対する一定以上の納得が明確になるまで決定には至らない、このことを肝に銘じていただきたい。

③後世の検証に耐えうる交渉とすること

東京都の築地移転問題に代表されるように、重要な決定において「いつ」「誰の責任で」「どのように」決められたのかはっきりしないケースが見受けられる、と言うのが行政機構の悪癖でもある。

同じことが起こらないよう、段階ごとにしっかりと記録され、公開され、また約束されたように都度、議会で途中経過が検証され、意見が表明できる透明性の高い交渉が望まれる。本件交渉において公開できない内容が含まれることは考えられない。この交渉経過と結果が後世の検証に耐えうるよう、その見本となるような協議を心がけていただきたい。確かに相手のあることであり、相手と足並みをそろえることもまた、円滑な交渉には必要ではあるが、芦屋市の希望がこの原則に悖るものであった場合、そこに足並みをそろえる必要はなく、本市は本市の原則に基づいてこれを達成されたい。

④その他（責任のとれない約束を両市のバランスに考慮してはならない）

何度も繰り返す通り、本件は本市が環境負荷を受けるという話である。この負担に対し、広域化によって空地となる芦屋市の現施設用地を保全し、将来の施設再整備では芦屋側に施設を建設することを約束させ、負担を公平に見せると言う可能性もあるが、これはもってのほかである。

確かに用地の保全を要求し、将来に備える約束を交わすことは必要であるが、これをもって「負荷の前借り」とすることは許されない。両市市長、担当者、議会とも40年後になおその地位にいることは不可能である。日進月歩、千変万化する環境行政において、また市民感情において40年後に環境行政やゴミ処理施設がどう変化しているか、受け入れ側の市民感情がどうなっているかなど誰にも予想できず、40年後の約束に対して今の誰も責任は取れない。

そのような不確実な話しを今の実利害ある交渉の材料とし、具体的な芦屋市の負担とみなすことは厳に慎まれるよう強く提言しておくものである。

民生常任委員会施策研究テーマについて(報告)

西宮市議会議長 殿

平成 29 年 5 月 29 日
(2017 年)

民生常任委員会

委員長 篠原 正寛

本委員会では、平成 28 年 12 月 21 日開催の委員会において、以下 1 件を施策研究テーマと定め、調査・研究をいたしましたので、御報告申し上げます。

1 地域自治・地域内分権に関する先進都市の事例研究

平成 28 年 12 月 21 日、平成 29 年 1 月 17 日、平成 29 年 1 月 31 日、平成 29 年 2 月 9 日、平成 29 年 2 月 23 日、平成 29 年 3 月 9 日、平成 29 年 4 月 5 日、平成 29 年 4 月 24 日、平成 29 年 5 月 8 日、平成 29 年 5 月 29 日に委員会を開催し、地域自治・地域内分権に関する先進都市の事例研究について、市当局より、本市の現在の取り組み状況や課題等の詳細な説明を聴取するとともに、質疑を行い、意見要望等を伝えました。

当該施策研究テーマに対する各委員の個別の意見は別紙のとおりです。

以 上

施策研究テーマ

地域自治・地域内分権に関する
先進都市の事例研究

提 言 書

提出日：平成 29 年 5 月 29 日

民生常任委員会

「地域自治・地域内分権に関する先進都市の事例研究」について

少子高齢化など社会情勢の変化に伴い、基礎自治体の業務量は増大する一方で、その財政基盤は税収の減少などによる脆弱化が予想されており、このままでは、近い将来、現行の行政サービス水準を維持することが困難になると危惧されている。

このような状況を背景として、既に多くの基礎自治体では、地域住民との協働や住民自治の拡大などを含む「地域内分権」など、新しい地域行政のあり方についての検討や実践が始まっているが、比較的高齢率や人口減少が緩やかとされる本市においてもこれら社会的潮流と無縁でいられるはずはなく、遠くない将来の選択肢として知識の涵養や研究・議論の着手が必要とされていることから本件を施策研究テーマとするものである。

複雑多様化する住民ニーズと超高齢化社会を迎え、無尽蔵に行政コストを肥大化させられない以上、いずれにせよ新しいアプローチは必要であるが、ある象徴的表現によると地域自治・地域内分権とは本庁及び各支所、と言う体制をもっと細分化し、一定の権限（予算も含む）をも分配して住民による自治の力を活性化し、行政と住民が顔を突き合わせる、あたかも各々が小さな村役場のようなイメージで地域の課題に向き合っていくこと、とも言える。

ただし、内容は多岐にわたり課題も数多く存在するものと予想されるので、本年5月までにできることとしては事例研究による方向性の把握、課題や問題点の抽出、イメージの明確化及び解決に向けた今後の方向性示唆等にとどめることとした。

掲載内容

提 言

設問1 地域自治・地域内分権のイメージについて

設問2 導入に対する考え方

設問3 地域内分権イメージの細分化

* 組織のイメージ * 拠点のイメージ * 権限のイメージ

設問4 予想される課題・問題点の検証

設問5 解決に向けて

設問6 a s t o r y

設問7 今後何をしていくべきか

(参考：委員会開催日)

平成28年

12月21日

平成29年

1月17日、1月31日、2月9日、2月23日、3月9日、4月5日、4月24日、5月8日

5月29日

設 問 1 地域自治・地域内分権のイメージについて

(地域内自治・地域内分権とは貴方にとってどのようなものですか？そのイメージについて述べてください)

川村委員

政令市と区の関係が、ファジーになったものというイメージです。地域内への権限委譲が部分的であり、その部分的なものとして何を選ぶのかという点が自治体によって変わりうるという点でファジーと表現しています。地域内分権とは、自治体の中で自治会や団体に権限委譲が行われること。地域内自治とは、権限委譲された組織内での活動を指すというイメージです。

長谷川委員

市内をまとまりやすい範囲(自治会単位になるか小学校単位になるか)で区分し、地域住民の活動できる拠点施設を置き、現存する地域団体(自治会、青愛協、社協、スポーツ 21 など)が協力・連携して、住民らでまちづくりを進める。各地域には、役所の地域活動担当者がオブザーバー、コーディネーターなどで関わる。また、住民でもできる役所の事務手続きを委託する。

はまぐち委員

地域自治は地域が自主的に管理・運営を行うことであり、地域内分権は市の権限や予算の一部を地域に移管し、地域であり方を考えて実施を行うこと。地域活動への重要性を考える機会を設けることで、地域それぞれの課題や問題への意識を高める効果が期待できる。

福井委員

地域自治は、住民主導で地域に発生する多くの課題を自主的に解決すること。地域内分権は、行政から地域に課題解決のための権限を与えること。

まつお委員

地域内自治とは、小学校区単位でその中にある自治会を始め様々な団体、あるいはそのそれぞれの構成員が特技や活動の許せる時間や曜日などによってつながり、主体的に地域をよくしていこうとする組織で、その運営に対して自治体が一定の補助金を出したり、運営に対して自治体の職員がアドバイスを行うイメージ。自分の中では主にそれぞれの自治会が中心になるイメージをしている。地域内分権とは、前述の組織における市の補助金の使途については一定の基準の下に任せるとともに、自治体はその組織が決定したことについては違法性のない限りできるだけ認めて見守るというイメージ。

村上委員

イメージとしては、ある地域に住む住民が自分たちの地域のことを考えるという土地に根ざした考え方ではなく、現在住んでいる市民今までに住んだことある市民も含めて、みんなで西宮市の地域の課題を主体的に考え、解決方法を作ることができる場所時間にとらわれない ICT を活用したユビキタスにつながるしくみ。そこでは、市民・非営利セクターの役割が大きくなり、寄付や社会的投資などを通じて

社会的課題の解決を図るフィランソロピーが促進されている。そして民主導の公益活動のプラットフォームが形成され、行政や多様な分野で活動する非営利セクターとそれらを支える中間支援組織、大学、企業などが対等の立場でさまざまなテーマについて議論し熟議を深めることができるようなイメージ。

大原副委員長

地域内分権とは、これまで行政が担っていた福祉や防犯・防災といった地域政策を地域の住民に予算と権限を与え、地域の課題を住民自身が考え、解決に向けて取り組んでもらうこと。一方、地域内自治とは、それを受けて地域の事情に応じた活動を住民主導で行うこと。

★委員長所見

前文に記した通り、課題や方向性、必要とされるイメージについては各委員おおむね同じベクトルにあるようだ。地域自治や地域活性化そのものは言わば古典的課題であるが個人主義の深化や核家族化、これに対応するための諸制度の発達により、課題解決はむしろ遠退いているようにも思える。今度こそこれを「如何にして」社会的・文化的に進めて行くか別のアプローチが求められていると言えよう。

設 問 2 導入に対する考え方

(前問のようなイメージであることを前提に、時期は別にして本市はこれを導入していくべきと考えますか？その是非と理由について述べてください)

川村委員

導入すべきと考えます。行政需要が増加、多様化していくのに対して、単純に公務員を増やすというのではなく、別の発想からのアプローチも必要だと思うからです。

長谷川委員

本市においても導入していくのが望ましい。福祉の充実を求められる一方、市役所職員数の削減を進めなければならない。都市部の高齢社会化は急速で、地域を知る住民が、その地域の特性に合わせた方針・方法で地域づくり・まちづくりを進めていかねばならない時期に来ている。

はまぐち委員

本市が地域内自治・地域内分権を進めなければならないとされる現状の地域課題を明確にし、地域内自治・地域内分権の導入によってどのように解決または改善されるのかという根拠を示すことを前提に導入すべき。

福井委員

現状、市町村合併による広域化や過疎化、財源難などにより、行政サービスの提供が困難になってきている地域であれば必然性はあるが、本市のように、市民がこれからも当然行政が市民サービスを行う

べきと考えられている地域では、現状よりも更に、行政サービスを住民が担ったり参加を求めることは難しい。しかし、今後は取り組みが必要であることから、行政が行き届かないと予想されることを説明した上で、インセンティブ等も用いながら導入していくべきと考える。

まつお委員

回答：導入していくべきと考える。

理由：社会の流れの中で、個人の尊厳・権利の拡大ということが認識されてきた中で、それを「自分中心でよい」と考える風潮が出てきている。それが社会の為に働くべき、あるいはそうしなくてもよいという意識の対立がうまれる素地となって、自治会役員などへの成り手が少なくなる傾向がある。

ただ、そうした傾向が生み出されている背景には、戦後の貧しい状態の人が圧倒的だったところが、今では格差や貧困が広がり、経済的にも精神的にも余裕のある人でないと地域の役員などをできない現状もある。そうしたことを踏まえると、長年経験した人が地域のボスの存在になるとか、余裕のない人たち（例えば母子家庭や共働き家庭）などにも役員の輪番性が良いのかどうか、などの検討も必要になると考える。そのようなことも含めて相談できる自治体の体制が現在求められていると考えるので、導入を前提とした研究・検討は必要であると考えます。

村上委員

行政側からの必要性からの導入はすべきではない。住民自らが自分たちの課題を解決していくサポート役に行政が徹するなら導入は必要である。なぜなら、上意下達的なものであるなら、今までと変わりなく、住民の自治意識は育たないと考えるし、また自分たちの税金で住民が自治体を経営するぐらいの意識改革が必要とすると考えるから。

大原副委員長

導入すべきと考える。

国を変えるには、まず地方から。そして地方の創生には、地域の変革が求められると考えるから。

また、少子高齢化が進み、各自治体の財政状況も厳しい今日では、高度化・専門化する住民ニーズへの対応に、行政だけで取り組むことには、限界が見えてきたから。さらに、時間的な制約や経済的な問題で積極的に取り組むことは難しい現状があるかもしれないが、それでも地域を変えたいという思いをもって、市民は、地域への分権を待っていてくださっていると信じているから。

★委員長所見

前提条件は違えども、最終的には導入に向けて設計に着手すべきと言う意見であった。しかし金が無いから、公務員を無尽蔵に増やせないから、と言うような表面的に表れる理由を盾にすると話が矮小化し、ただ住民に負担を強いるようなイメージがついてしまう。最終的には統治の仕方を再構築するような、そして住民側が受ける恩恵（社会保障費負担増加の回避、市民サービス後退の回避など）が感じられるようなアプローチが必要であるとの立ち位置が潜在的・顕在的に感じられる。

設 問 3 地域内分権イメージの細分化

- * 組織のイメージ（住民側はどのような組織が出来上がっているイメージか）
- * 拠点のイメージ（地域の拠点の有無や機能のイメージについて）
- * 権限のイメージ（委任される権限の範囲や内容に関するイメージ）

川村委員

組織：ある特定の分野に関する既存の組織の代表者が集まっていますが、特に縛りをかけず誰でも参加可能な組織のイメージです。

拠点：支所、市民館、公民館が場所としての拠点になりつつも、ハードがなくても機能する面も持ち合わせているイメージです。

権限：各地域がどんな権限を望むかによって流動的に変わっていくイメージです。

長谷川委員

組織：地域内の既存団体の連携及び役割分担を行う自治組織。地域の特性に合わせた方針・方法で地域づくり・まちづくりを進める。

拠点：事務処理や集会ができる拠点施設は要。今後、施設統廃合の機会には、自治組織の事務所を持つ複合施設にする。

権限：地域住民が求める福祉や教育等の情報提供等、地域で担えるような体制にする。また、市民の利便性を考慮して、市民課窓口業務等を地域に出来得る限り移譲できるように考える（工夫する）。

福井委員

組織：住民自治協議会（各位団体の協議会）。

拠点：小学校。

権限：課題解決のための予算の要求（予算には上限額を設定）。

まつお委員

組織：現在ある自治会を始め様々な地域団体あるいは個人が、緩やかなつながりでそれぞれの特技・能力など生かして基本的に小学校区単位で集まって取り組みを決めていくイメージ。

拠点：本市で言えば拠点は支所やセンターにあたり、さらに細分化をしていくと公民館や市民館もそのような役割を担うものとする。機能としては市役所機能を可能な限り行ない、職員配置としては、市役所業務などをマルチ的に理解し、自治組織運営に長けた職員を配置するイメージ。

権限：市からの補助金の使途についての一定の権限や、決定事項については自治体が尊重する。自主性や民主制が保障されることが権限の委譲になると考える。

はまぐち委員

組織：
・地域諸団体の縦割りを前提とした組織ではなく、団体間の横串が刺されたような組織
・参加する意思がある人が参加できる自発的な組織

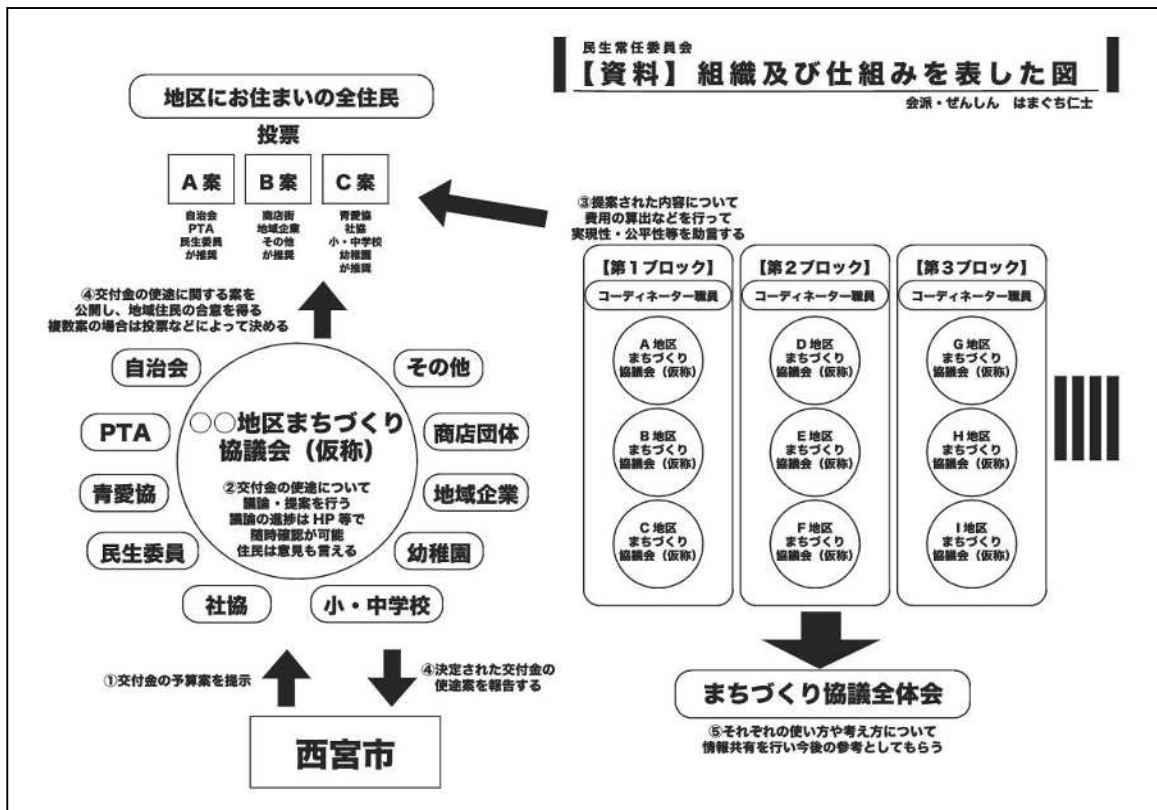
* 担い手不足等によって役員の募集を行っていない自治会が存在するという課題があることから、自治会が住民の総意を表している組織とは言い難い。

* 組織及び仕組みを表した図を添付（別紙資料参照）

拠点：市民の活動拠点は空き教室等を活用するなど、各地区に存在するのが理想的と考えるが、地域の助言役として配置されたコーディネーター職員はこうした拠点を巡回することが望ましい。基本的に職員は各地域を日々くまなく回り、各団体との交流を活発に行うことが重要であることから、コーディネーター職員は本庁配置で十分だと考える。また従来の施設として各支所が存在するが、地域自治・地域内分権が導入された場合は支所の役割が重複する可能性が高い。支所が実施する各種証明書発行業務がコンビニ等で充足できる環境が満たされれば、最終的には北部を除く支所を廃止する方向で検討すべき。地域の自治をサポートできる市職員を育てる事がこの取り組みの最も重要なポイントである。

権限：委任される権限の範囲や内容については、逆に市民からどのようなものであるべきかを聴取すべき。また最初は権限の移管を最小限に止め、必要に応じて徐々に増やすイメージ。

* 組織及び仕組みを表した図を添付（下図参照）



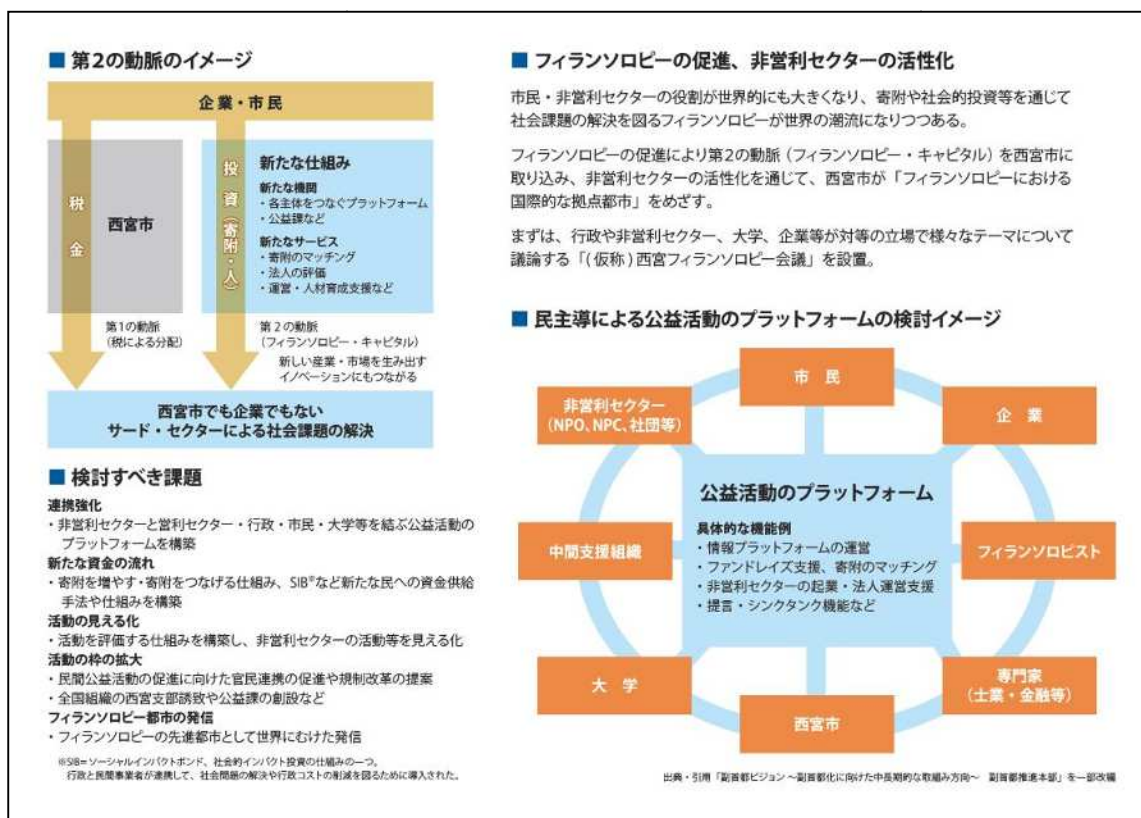
村上委員

組織：自治会など既存の団体もふくめて、その他にも地域の熟議を深めるコミュニティースクールやSNS等のICTを活用したグループなどが参加しやすいプラットフォームとでもいうもの

拠点：ICT駆使して時間・場所・建物にとらわれない仕組み、すなわち、病気や要介護など体が不自由になっても、仕事や育児でその日時に集まることができない人でも、あるいは何個かの組織を掛け持ちしている人でも参加しやすいユビキタスな仕組み。また、リアルに集まる場所としては、お

茶のみ感覚で近所の家にあちこちあつまれるような形態や今後改築を進める市営住宅や新築マンションをもっと地域にオープンにした形態が望ましい。また今後の公共施設再編の過程で公民館や市民館は少なくなってくると思うので、もし拠点とした施設を考えるとしたら、さまざまなICT 機器や調理設備などを備えた小学校または中学校が候補に挙げられるのではないかと考える。

権限：前安孫子市長の福嶋浩彦さんの著書『市民自治』にかいてあるように、もともとは NPO や民間ができないことを税金を払って行政にやらせているわけで、NPO や民間ができることは本来民間がやるべきなので、その部分はどんどん権限移譲や外部委託していくべきイメージだが、行政ができないことをどんどん権限委譲というか外部委託していくわけではない。行政側も色々な理由をつけて『こうせざるを得ないというのではなく、「市民が幸せになるからこうしたい」というようにこうやったほうがよくなると「私は思う」とか市民が幸せになるから「私はこうしたい」と主体的に選択していき、市民のほうも市民が動いて行政を変えたという成功体験を持ってステップバイステップで、もっとこうしよう、もっとこう変えようと動いてくるようになっていくイメージ。



大原副委員長

組織：住民側については、今、現在ある組織でよい。(自治会、老人会、防犯協会、自主防災会、PTA などなど)そして、地域自治を行うための組織は、これらの組織を横断させたものであり、規模としては、連合自治会に至る中間的なものを新設するというイメージがある。

ただし、このイメージは、現実的に機能することができる規模とは？という機動性を持った組織としてのものであり、活動目的により規模が変動することがあり得ると考える。

拠点：常設拠点は、あることが望ましい。

しかし、そのための支援体制は、現行制度では不十分と考えており、検討すべきである。

権限：地域自治組織が、自主・自発的に立ち上げられるものと考えているので、委任されるべき権限については、法的根拠から、自治体が行うべきものとされている事務事業に関する権限以外の制限がなされるべきではないことが理想である。

また、同趣旨から、それぞれの地域自治組織の活動内容を画一的に行わせる必要もない。

★委員長所見

組織としては全体的に既存の組織を中心に別の概念を加えるなど現実的なイメージが多い。これは意識の浸透が容易であることがその要因と考えられる。拠点としては既存施設の活用が圧倒的である。ただ備えるべき機能や大きさなどをどのように充足させるかが課題となり、今後の公共施設の再編・適正化にこの考え方を導入する必要があると感じられる。権限としては、幾ばくかの予算を伴うことは同一であるが、その内容についてはまだ全体像が判然としないため、イメージしきれないようである。

設 問 4 予想される課題・問題点の検証

(地域自治・地域内分権を導入、推進する場合の課題及び問題点と思われるものをいくつかお書きください。)

川村委員

- ・財源付与と、そのための財源確保を検討する必要がある。
現状の仕組みのまま分配するのか、新たな仕組みを設けるのか、その方法も合わせて考えなくてはならない。
- ・予算を分配する場合、分野や区域などによって差が生じる可能性があるため、その判断基準が必要である。
- ・財源付与のための協議会のようなものを別で作るなど、判断基準の正当性を担保する方法についても検討しなくてはならない。
- ・議会の決定と異なる判断や要望に対して、どのように整合性を取るのかということも予め決めておく必要がある。
- ・自治会など、これまで地域活動の担い手となってきた団体との関係性の調整について考えなくてはならない。

長谷川委員

拠点(施設)をどこにするか・・・場所の選択や確保

地域における担い手の人材をどうするか・・・ボランティアでいいのか。拠点における事務処理やネットワークが欠かせないと考えられるので、若い人材の確保は必須。

地域を立ち上がらせるためには、職員の熱意と努力と根気などが必要。是非やってほしいが、頑張れるのか心配。部課長の理解は言うまでもない。

はまぐち委員

- ・地域の区分け：どのように区分けを行うのか？

- ・権限の整理 : どのような権限を地域に分けるのか？
- ・予算の設定・管理 : 金額をいくりに設定するのか？また割振りをどうするのか？管理をどうするのか？
- ・会計の透明性 : 交付金執行の信頼性をどのように担保するのか？
- ・地域間格差 : 地域自治・地域内分権を導入する上でどのような地域間格差が想定されるのか対応も含めて検討が必要
- ・地域自治と地域内分権の明確な区分け : それぞれの趣旨が市民にとって理解しやすいよう区分けが必要

福井委員

- ・長く居住している住民の高齢化や転入転出者が多いため人員の確保が困難。
- ・地縁的なつながりや共通の価値観が少ないため地域としてまとまりにくい。
- ・働く人が多く、昼間の人口が少ないため、コミュニティが作りにくい。
- ・集合住宅の住民と戸建て住宅の住民との連携が難しい。
- ・SNSのコミュニティなどは多数存在するのでそれらを巻き込んで運営される仕組みがない。
- ・目的のはっきりした団体は多数存在するのでそれらをコーディネートするのが難しい。
- ・既存の団体も役員など後継者が不足している。

まつお委員

- 1、自治会よりも広い範囲の地域（小学校区単位など）となる為、課題に対して決定することが迅速にいきにくくなる可能性がある。
- 2、いろいろな団体で構成されることになると、1、と同じように物事を決めるときにそれぞれの主張が対立して議論を煮詰めることがむづかしくなる。
- 3、1、2、の場合に、コーディネーター役となる職員の負担が大きくなる可能性がある。

村上委員

- ・人口減少
- ・生活スタイル・働き方の多様化
- ・市民の自立性やシチズンシップの醸成
- ・市民と地域の課題の多様性
- ・その地に長く住んでいる住人と比較的短期の転入者の間のニードの違い
- ・家庭力というか子育て力の弱さ
- ・子供の貧困
- ・現在の税金の分配という行政側からだけのものから、企業からの寄付やクラウドファンディングなど第2のお金の流れが創れるかどうか

大原副委員長

- 1、地域課題の吸い上げと論点整理の方法（行政の受け皿について）
 - ・市民が声を上げようとした場合、どこが？誰が？それを聴き、関係各所と調整するのかがあいまい。例えば、コミュニティ推進部所属の3課の違いは何か？

2、担い手となる市民（組織）の育成

- ・現状の人員不足や組織（例えば、自治会）の不存在をどう乗り越えるか。

3、活動拠点への支援

- ・常設拠点は必要と考えるが、その支援策は不十分。

4、支援金のガイドライン

- ・補助金の使途、その額など、合理性と公平性の確保が必要。

★委員長所見

挙げられる課題は、それがそのままこの方針が進展してこなかった理由であり、これらを分類したその一つ一つについて仮説、設計、意見交換、修正と言ったプロセスを丁寧に積み上げて行くしか方法は無いものと考えられる。

設 問 5 解決に向けて

（これを実現させるために問題点をどのように解決していくべきなのかご提案ください。これ以外に今後の方向性（どのように進めて行くのか）についてもご見解があればご披瀝ください。）

川村委員

まず、西宮が何を目的として地域内分権を進めるのかということを確認にすべきであると考えます。それが決まれば、権限委譲される分野や具体的にやりたいことが、ぼんやりとではあるが見えてくるのではないだろうか。財源に関しては、現状の枠内で捻出する方向で検討するのがベターだと考える。

長谷川委員

拠点施設…使用できる既存の施設、公民館や空き教室、空き家や商店街の空き店舗など、庁内・市民に広く協力を求める。また、今後新增改築する施設（保育所や学校も含めて）に組み込む。保育施設内や隣接する場所に住民自治の拠点を置くと、年齢にかかわらず出入り・交流が生まれ、地域における子育ても自ずと進む。

地域人材…活動拠点には有償で専従者を置く。そのための資金調達も必要。

活動費……市からは補助金や助成金ではなく、交付金とするのがベスト。各拠点では、住民の創意工夫を活かしての営利活動等、資金調達を可能とするなど、行政側からの縛りは極力ナシとする。住民自治が始まれば、ふるさと納税の活用項目にも入れる。さらには、使途先を「〇〇地域」と指定できるようにしてもいい。

香栢園地域には、複合施設建設の構想がある。地域住民らによる協議が進められていることだろうから、それを地域づくりにつなげていく仕掛けをする。例えば地域発見のワークショップ、香栢園地域に限定したまちづくり塾など。

はまぐち委員

- ・地域の区分けについて：いくつかの区分け想定を提案し、それぞれにおける長所や短所を明確にする
- ・権限の整理について：具体的な権限移行について行政側と地域の意見それぞれを披瀝して整理する

- ・予算の設定・管理について：各種団体に支給されている補助金や地域振興や活性を目的とした事業予算などを整理・集約した上で、地域内分権の財源として検討を進める。財源は市が管理し、地域の総意に基づいて市の責任で執行する。
- ・会計の透明性について：会計処理が不透明とならないよう外部監査役を設ける。
- ・地域間格差について：具体的な地域間格差を地域の声を参考に明確化する
- ・地域自治と地域内分権の明確な区分け：それぞれの趣旨が明確になるよう整理を行う

上記の問題点を整理し、改めて地域自治・地域内分権の必要性や優位性、実現性に向けて検討を行う。

福井委員

- ・住民自治協議会を作り、幅広い層が参加する仕組みを作る。
(小学校区を範囲として地域の各種団体（自治会、自主防災組織、消防団、PTA、青愛協、社協、ボランティア団体、特定目的団体（サッカーチームなど）、NPO、企業など）を構成員とする。)
- ・協議会には、地域の課題解決のための予算を交付する。
- ・それぞれの地域（小学校区）にコーディネーターとして担当職員を配置する。
- ・学校に活動拠点を作る。
- ・小学生の児童会にも協議に参加してもらう。
- ・地域の SNS などのバーチャルなコミュニティにも、ボランティアや地域行事への参加を呼びかける。

まつお委員

小学校区単位の自治会連合会に様々な団体が加わって地域の課題解決に取り組むイメージなので、役員の責任を重くしたり、期限を決めたりすることで役員のなり手がなくなったり、役員の負担が重くなって長続きしないことが考えられるので、会議体の責任者に対してできなかった場合の責任追及や、方針や取り組みの提案者にも自由に意見が言えるように結果を非難されるようなことにならないようにする。今より悪くなることはないくらいの気持ちで、出来なくてもともとという雰囲気を進めていく。本市にとって初めての試みであるので、一斉に各小学校区に取り入れるということではなく、まず先進事例となる小学校区を作って広げていくことが良いと考える。その場合に、コーディネートする職員がいるかどうかは重要なポイントとなると思われるので、支所などの活動の拠点となる場所がある小学校区から始めていったら良いと考える。

村上委員

1. 第4次西宮市総合計画の総括と検証をまずおこなうことで、課題と問題点を洗い出す
2. 現在ある団体のそもそもの成り立ちとその役割の再検証
3. 地域自治・地域内分権における行政側の利点と住民にとっての利点はなにかを明らかにする
4. 『そもそも地域自治・地域内分権を誰が必要としているのか?』について明らかにする。行政?住民?
既存の団体?
5. 全国の先進事例の検証;特に西宮市の状況と似た市の事例でかつ住民主導型の事例があれば参考に
する
6. 国内外での取り組み事例を参考にする

- ・日本一自殺率の少ない海部町
- ・全米住みたい町 No.1 オレゴン州ポートランド

1 から 6 の事について、住民主導型すなわち住民のニードから出た仕組みを模索することが解決につながる

大原副委員長

1、地域課題の吸い上げと論点整理の方法（行政の受け皿について）

・市民が声を上げようとした場合、どこが？誰が？それを聴き、関係各所と調整するのかがあまい。

⇒①政策局・市民相談課と市民局・地域担当課との役割分担をより明確にしたうえで、地域担当課の周知を図るべき。（役割分担：受動と能動、個人団体全てを対象とするか団体のみに絞るか等）

②本庁地域の支所機能の分割を行うべき。

2、担い手となる市民（組織）の育成

・現状の人員不足や組織（例えば、自治会）の不存在をどう乗り越えるか。

⇒不足の状態の解消のための周知は当然行うべきだが、不存在にこだわるだけではなく、存在している組織との統合など、大きな単位で検討すべき。（だからこそ、まちづくり協議会が必要。）

3、活動拠点への支援

・常設拠点は必要と考えるが、その支援策は不十分。

⇒拠点への家賃補助、市有地の提供、市民館等の優先利用をさせるべき。

4、支援金のガイドライン

・補助金の使途、その額など、合理性と公平性の確保が必要。

⇒早急に検討すべき。

★委員長所見

傾聴に値する、具体的な一歩が数多く示されたと考えるが、多くはまず、行政側が意図を定め、宣言し、みずからの考え方を整理するところからはじめなければならないものと理解する。本件は予算や現行事業に直結しないテーマであるが、そういった「かたちになっていない」方向性に対してお仕着せの総合計画などではなく、「かたち」にして全庁的に検討されるべきではないだろうか。

設 問 6 a s t o r y

（地域自治・地域内分権が進んだある地域には、日々どんなことが起こっているのか 400 字程度の物語を作ってみてください。個々の完成形がどんなイメージなのか共有するための表現方法です。）

川村委員

まさひろくん(以下、しのまさ)「お母さん、ちょっと聞いてよ！」

くみこママ(以下、ママ)「まーくん、どうしたの？」

しのまさ「今日、学校に行く途中に、すれ違ったおじさんに挨拶したら無視されたんだよ。ひどくない？」

ママ「そうね、挨拶はちゃんとしなきゃダメよねえ。」

父ヒロシ「おっと、それはどうかな??」

ママ「あらあなた、維新プラスの会議はもう終わったの?」

父ヒロシ「幹事長が優秀だからバッチリさ!!議案はぜんぶ反対!!」

しのまさ「そんなことよりお父さん、僕が挨拶を無視されたのに何で怒ってくれないの?」

父ヒロシ「最近、こんなニュースがあったんだよ。会社員の男性が、近所の小学生に挨拶したら、誘拐だと勘違いされて警察に通報されてしまった。もしかすると、その人はこういったことを恐れて、まさひろに挨拶できなかったのかもしれないよ。」

→他の自治体で実際にあったニュースだと記憶しています。

ママ「あら、おかしな世の中になったものねえ。ご近所さんと挨拶もできないなんて、地域との関係は薄れていく一方だわ。」

しのまさ「そんなのおかしいよ!普通に考えて、登校途中に誘拐なんてあり得ないし、同じ地域に住んでいるんだから、挨拶できた方が気持ちいいじゃないか!何かあった時に、助け合うためにも普段から仲良くすべきだよ!」

父ヒロシ「そうだね。今回の件、次の日曜日の地域会議で問題提起してみてもはどうだろうか?」

しのまさ「地域会議?」

ママ「〇〇小学校地区に住む人が自由にテーマを持ち寄って話をする会議のことよ。

場合によっては、市に意見を提出して地域内でルールのようなものを作ったり、予算の範囲内なら税金を使うこともできるのよ。次回は〇〇公民館で開かれるはずよ。」

→一般家庭の中で普通に出てきた疑問など、自由に議論することができる。参加は自由。基本的に日曜日に開催されるが、要望があればいつでも開催可能。場所は最寄りの公共施設など。

父ヒロシ「『〇〇地区登校出勤時さわやか挨拶週間』なんてどう?」

ママ「いいわね。みんなで話し合えば、いろいろとアイデアが出るかもしれないし。」

しのまさ「『さわやか挨拶週間』のタスキを作って、近所の人にバトンタッチしながら登校・出勤しようよ!知らない近所の人とも仲良くなれるかもしれないよ☆」

父ヒロシ「それくらいの予算なら出るかもしれないね。

まさひろ、地域会議に行って意見を発表してみるかい?」

しのまさ「うん、そうしてみるよ!!」

ママ「まーくん、がんばってね☆」

→予算は年間上限額が設定されている。

各地域に均等に与えられていて、市に申請する形で交付される。地域の会議には、子供も参加して意見表明などもできる。議員及びその家族も、議会とは関係なく参加することができる。

※このストーリーは思いつきの事例です。登場人物は実際の人物とは一切関係ありません。

長谷川委員

市内の住民活動拠点施設では、従来からある自治会、青愛協、消防団、子ども会、老人会、婦人会などなど、地域の活動団体代表（もしくは担当者）の会議が月に1回開かれ、意見交換をしている。施設は、子どもから高齢者までが利用し、フロアには学校帰りの中学生や高校生もいて、高齢者や小さな子どもとも交流している。

市や他都市等の様々な行政情報を提供してくれるアドバイザー（現地採用職員）は、子どもたちのよき相談相手でもある。時々覗きに来る市役所の若い職員さん（もしくは、常駐の若い市役所職員さん。主任クラスか）は、住民の人気者。地域のことを一緒に悩み、考えてくれる。初めは頼りないな～と思っていたけれど、1年経った今は、行政とのつながりも頑張ってくれていると、地域では評価が高い。

はまぐち委員

今日は地区（この地区とは学校区を指す）の交付金をどのように活用するのかを議論する為の、まちづくり協議会が行われた。会には自治会長やPTA会長、青愛協会会長、スポーツ21会長、地元企業や商店組合の代表など各種団体の代表が参加している。協議内容は地域で問題とされている交差点のミラー設置や、危険が確認された道路の補修工事、学校からの要望による新たなバスケットゴールの設置、さらに地域の課題となっている高齢者見回りパトロールスタッフを増員する為の募集案内広告費等が交付金の活用目的として挙げられた。今後は市職員の地域担当アドバイザーに費用の概算など助言を依頼して内容の精査を行った後に、地区総会で最終案の報告及び決議を図る予定だ。しかし複数案挙げられたことから、最終的にどの案を採用するのかを地区住民による投票で決定する予定だ。また交付金の活用については、各地域の代表が集まるまちづくり協議全体会で内容の共有を行い、今後の活用方法について考える機会が設けられている。

*この物語はフィクションであり、実在する人物や団体等とは関係はありません。

福井委員

六湛寺小学校のある日の放課後、各教室ではプロフェッショナル教室が行われています。みやっこネット内にある「六湛寺住民自治協議会」が市より委託を受け、登録した個人や団体が授業を持ちます。華道、茶道、紙漉き、工業製品工作、プログラミングなどが行われています。一番人気はこの道50年の大工の源さんの大工講座。参加者は小学生。他の学校の児童も参加できます。DIYからプロの職人まで技術を習得でき、ネットで完成品を売って協議会の収入として行事などの費用にしています。勉強以外に子供たちは小学校6年間で様々な技術を習得しています。今まで遅刻をしたことがない源さんですが、今日は時間になっても現れません。アシスタントの太郎さんは心配になって、源さんの町の一人暮らしの方の見守りを住民自治協議会のメンバーのNPOだいじょうぶ会に連絡、源さんの自宅に行くも応答がありません。そこで、「みやっこネット」から医師不足解消のため導入された在宅遠隔診療のかかりつけ医Dr.村上に連絡、ペースメーカーに異常がみられ倒れていることがわかりました。幸い早期の発見で、早期治療ができ源さんは助かりました。様々な市民のつながりのため「みやっこネット」は重要なインフラとして地域の自治を担っています。

まつお委員

まず、地域内のいろんな団体によって構成される地域自治組織が結成されたという前提で、その中でいくつかの部会というか、その地域のために自分の特技やノウハウを使ってこんなことをしたいという希望によるワークショップをつくって活動する。例えば環境問題を取り扱うグループでは生ゴミの削減のために水切りの仕方を普及しようなど、様々な活動に取り組む。そのためのビラを作成すると自治会の回覧が基本にはなると思うが、そのために啓発のビラを全戸にも配布をしようということになれば、じゃあそれぞれの自治会で配布してもらおうことが可能か地域自治組織の代表者会議に計ってもらう。自

治会がない、あるいは自治会があっても高齢の人が多くて配布できないところがあれば、地域内にあるNPOや企業の従業員などの協力を得て配布する。そういった様々な活動は試行錯誤を繰り返しながら行われると思うが、地域自治組織は様々な団体で構成される組織であることから、一定の基盤ができた段階で、地域に大学教授などをはじめとした有識者、建設関係の仕事をしている職人さん、あるいは様々なスポーツの得意な人がどこそこにいるということが分かってくる。そうした人たちに、例えば子供たちの夏休みの工作の宿題教室を大工さんに来てもらってやる、あるいは卓球の得意な人が会館にある卓球台を使って卓球教室をやるなど、地域に溶け込んだ活動をしてもらえるようになることが想定される。将来的なイメージとして、宿題教室の大工さんは〇〇町に住んでいるがそこは現在自治会がない。そこで地域の情報を聞くと、地域で世話好きな▽▽さんという人がいるらしいので、今度、地域自治組織の会長・副会長で〇〇自治会の結成（あるいは再建）のお願いに行こうということを決め、後日働きかけをした。

また、ある日甲東支所の地域担当係長のところに地域自治協議会の会長と副会長が相談に来た。内容は、甲東小学校区内にある△△公園で、区内の自治会をはじめ青愛協などの地域団体にも呼びかけて「出合い市」を初めて開催するので、そのための企画を一緒に考えて欲しいという相談であった。そこではガラガラ抽選会をするのでそのため機械はどこで借りれるか、またそのための景品は予算でいくらくらい組めるか、さらには地元で採れた野菜の直売もするのでJAや農家の紹介などなど。その3ヶ月後に開催された出合い市には、地域内にある障害者施設で製造しているパンも出店し取り組みの幅が広がったというイメージ

村上委員

平成28年度民生常任委員会で、もともと地域コミュニティビジネスに興味をもち、自らも非営利型株式会社（Non Profit Company;NPC）を経済特区以外で初めて設立した小児科医であるM議員は、“猪瀬直樹さんの『東京の敵』を参考に企業・市民から集めた税金を行政（国や自治体）が分配するという従来からのお金の流れ以外に、寄付や人材等の投資をフィランソロピーキャピタルとして活用できる新たな仕組みが必要になってくるすなわち、民間活動を促進するような規制改革がなされ、市民、企業、フィランソロピスト、専門家（金融や土業）、大学、NPO、財団や社団など非営利セクター、市民バンクなど中間支援組織などが新しい公益活動のプラットフォームを形成されている。そこではクラウドファンディングも含めたファンドレイズ支援や寄付のマッチングが行われている。非営利セクターの企業や法人の支援と非営利セクターの活動の見える化や情報公開とその共有が行われる。そして地域の課題は地域で解決することにより西宮市全体でも新しい産業やアイデア、市場を生み出し、地域が豊かになっていく仕組みが必要だ！”と新しい地域のあり方に関して熱く語っていた。それから20年、『子育てするなら西宮、住みたい町ナンバーワン』だった西宮市は、いまや日本中から注目されうらやましがられるほどの『住んでいて良かった町ナンバーワン』になったのである。

今や全国の自治体では、市民の声を単なる『よくある質問』ではなく、要旨と回答に分けて月毎及びカテゴリー別にホームページに載せて、誰でもが見ることができ、また地域の議員も公益プラットフォームのメンバーも、地域の課題解決のリソースとしてそれらの内容を常に参考にしている。

では日常良くある一コマを紹介しよう。

ある朝、Aさんは顔を洗い歯磨きをしながら、“あっ、そうや！この間市政ニュースに書いてあった、地域の問題に関してこんな事したら地域がもっと良くなるんっちゃうんか”と西宮市公益プラットフォー

ムにつながる自宅の【みやたんマスコット人形】に何気なくアイデアをつぶやいた。その日の夕方には、Aさんのアイデアを実現可能にするために必要な西宮市役所の地域担当者Bさんや、西宮市議会からその方面に詳しいC議員や大学関係者、公益プラットフォームの面々がテレビ会議を通じて議論した。

もちろん、その様子は小学校の視聴覚室、各家庭のパソコンやスマホでも視聴することができ、多くの市民から建設的な質問やアイデアの書き込みがなされた。Aさん以外にも多くの市民が公益プラットフォームを利用して『住んでいて良かった町・西宮』を実感している。その年の終わりには、西宮市全体で地域の課題を解決する仕組み『住んでいて良かった町・西宮』大賞が発表され、見事Aさんは、最優秀賞に輝いた。Aさんは、就寝前の歯磨きをしながら、こうつぶやいた。“ほんま、西宮市にすんでいてよかったな～！”

ちょうど当時の民生常任委員会のメンバーや当局関係者があつまり『住んでいて良かった町・西宮ナンバーワン』記念祝賀会が開かれた。その席上、メディアのインタビューに答えた当時の市民局局长Nさんや委員長だったS議員はじめ議員や当局関係者は異口同音に当時を思い出しながら感慨深げに次のように語るのだった。

“ほんまM議員の当時話していたことはいまなら解るなあ！”

“ところで、M議員は今日は来てはるんやろうか？”とN元局長。

“そら来てるやろう？”とお互い言っていたみんなの視線は壇上の受賞者のAさんに釘付けになった。それは、紛れもなく20年前の民生常任委員会に出席していた頃のM議員そのものだったからである。そうM議員は、西宮市を救うために未来からやってきた『時をかける議員』だったのである。(完)

大原副委員長

(地域・現場)

そこでは、まちづくりに意欲を持つ住民ならば、誰でも参加できる(仮称)「まちづくり進め隊」が、一定の連合町会単位で存在している。

「まちづくり進め隊」は、専属の拠点と専属の事務局スタッフ(市職員ではない)を持ち、地域コミュニティを活性化する独自事業と市から移譲された業務の2つの活動を行っている。

「まちづくり進め隊」の活動は、例えば、地域の安全と安心、所属している市民の健康増進、さらにその街の魅力度のアップなどの取り組みをするチームがあり、それぞれがチーム単位で、魅力あるコミュニティの実現を目指している。

(市・行政)

市は、「まちづくり進め隊」が協議を行い、決定した事業計画や予算申請を審査し、自由度のある交付金を「まちづくり進め隊」に交付する。

さらに法律で規定されている業務(証明書発行業務、公金収納業務など)以外の事務を権限と財源を「まちづくり進め隊」に移譲したうえで、本庁機能をできるだけ細分化し、支所機能を充実させながら、「まちづくり進め隊」の後方支援を行っている。

★委員長所見

行政は基本的に左脳的な世界であり、言葉による精緻な説明が必要とされる。しかしこれで説明しきれないもの、イメージされにくいものへの補助アプローチとして右脳の作業も試みたい、そのような観点からこの項目をつくった。

(委員長の物語) one Day 「〇〇地区まちづくり公社」

市内〇〇地区の地域拠点(公民館・市民館)も兼ねており、そこには20人の公社職員がいます。その代表は通称「社長!」人懐っこい性格で地域の人気者です。公社は行政手続きから福祉、土木部門など、小さくても予算と、オンラインによる役所の多くの機能を備えており、地域の会議も独居高齢者の食事会もそこで行われます。今日も朝から公社には「お〜い、住民票ちょうだい」とか「書類の書き方、わからへんわ」など気軽に住民が訪れています。公園の遊具、壊れそうやで〜とか、道路に穴があいてるで〜などの通報を受ければただちに見に行き行って応急措置、〇〇さん、最近見かけへんけど大丈夫やろうか・・・と言う相談があれば民生委員と一緒に訪ねて行くなど、公社は地区みんなの管理会社です。地域の行事やお祭りも公社担当職員の巧みなりードによってみんなで話し合い、忙しい現役世代や子育て中の人たちも無理なく参加できるような機会を定期的に作り出しています・・・。

設問 7 今後何をしていくべきか

(これらの実現が何年もかかり、一夜にして変えることができないとすると、ここ近年のうちに今後何をしていくべきと考えられますか?できるだけ具体的な内容として記載してください。)

川村委員

地域自治・地域内分権の具体的なイメージに対するコンセンサスが、当局、議会共に取れているという前提であるなら、まずは住民に対する広報をこれまで以上に積極的に行うべきである。市政ニュース、市議会だより、各地域への説明資料の配布に加え、この件に特化したwebサイトの作成、SNSの活用など、あらゆる方法を用いるべき。とにかく、住民に対する周知徹底が最優先である。

長谷川委員

香栢園地域には、複合施設建設の構想がある。地域住民らによる協議が進められていることだろうから、それを地域づくりにつなげていく仕掛けをする。例えば地域発見のワークショップ、香栢園地域に限定したまちづくり塾など(設問5に記載分を再掲)。また、船坂地域においても、住民自治をモデル的に進めることができるタイミングにあると思われる。

そのためには、地域づくり人材の育成が急務。総務省が開催する「全国地域づくり人財塾」他、スキルやネットワークを習得できる場に職員や、担い手となる住民を派遣することだ。

はまぐち委員

- ①アンケートの実施：地域への権限について、どのようなものがあるのかを整理する為に行う。市が地域へ移行したい権限をまず例示し、その上で地域の方々が移行して欲しい権限について意見を聴取する。
- ②地域自治・地域内分権と比較的類似する事業・補助金等を整理して、交付金額を設定する。
- ③地域の分け方を明確にした上で、交付金を分配する為の基準について議論を行う。
- ④①から③が決まった後、全地域で試験的に架空の交付金を用いたロールプレイングを行い、実際に交付金の使途について議論を行ってもらう。

⑤④で出た結果を改めて委員会にて披瀝し、実施に向けた課題の改善を目的に、内容について議論を行う。

福井委員

- ・まずは、地域の施設に移動児童館のような巡回型拠点を定期的に置き、各種手続きの申請や相談等ができるようにする。
- ・財政状況をふまえ、行政サービスの継続が難しくなる事柄など将来の西宮について、市民に周知する。
- ・高齢者もインターネットを使える環境を進める。
- ・学校で各団体や個人が集まって地域の問題を話し合う場を作る。
- ・ボランティアポイント制度など地域活動を進める制度を作る。ポイントの支給は、学校図書への寄贈や地域の備品など社会に貢献できるものに対して還元するポイントを設定する。
- ・各地縁組織や各種団体が参加できるインターネットコミュニティを各地域に作る。

まつお委員

現在進んでいる社会の少子高齢化や経済的発展に伴う個人主義の拡大、女性の社会進出などとともに、自治会活動や地域の活動が弱まっていることに懸念を持つ人達を、現在検討されている地域自治における基本的組織となるであろう小学校区内においてピックアップすることによって、地域自治組織を立ち上げるときの働きかけの準備を進めておくこと。

また、地域の人達が集える場所を小学校区内のどこにするかを設定し、市民館等の拠点となる建物の建て替えや改修工事においては、市職員が住民の相談や地域活動との共同作業、あるいは住民などが自主的に集える場所を確保できる設計にする（現在計画中の旧藤本邸の様なイメージで）。現在、そのようなスペースを確保できる施設がない地域においては、新たな建設をするための市有地の活用や新たな土地の確保も検討すること。

村上委員

1. シチズンシップの醸成:

- ① 広聴広報の充実：市民の声をホームページ上で公開するなど市民の関心事を共有する
- ② 情報公開と公文書の管理を改善する
- ③ SIM 熊本 2030 のような対話型シミュレーションゲームを第 5 次西宮市総合計画の公聴会や策定の過程で活用する
- ④ 課題や地区ごとのフェイスブックグループをつくる
- ⑤ 東京都のように職員が Twitter で情報発信する

2. 税金の分配とは異なる別のお金の流れを作る

- ① モデル実験的にでもいいので、市民の関心のあることに関してクラウドファンディングを実施する
- ② フィランソロピーや市民バンクなどの活用に関する講習会をひらく

大原副委員長

地域での最大の悩みは、「跡を継ぐべき人材がいない。」と「地域自治活動に関心を持つ住民が少ない。」の 2 つであると考える。

そこで、行政は、人材供給とコミュニティの活性化に向けた大きな流れをつくる取り組みを開始すべきである。

(取り組みの具体例)

・職員（公務員）は、どの部署で働こうとも、地域活性化が自らの仕事であるという責任感で取り組む。
⇒各地域のセンターの責任者に、現役職員が着任し、自ら人探し・人づくり・問題解決に取り組む。

・地域住民の意識改革に取り組む。

⇒安易なインセンティブを提案するのではなく、地域コミュニティが活性化すればどのようなメリットがあるかなど、楽しく住民が参加できるイメージを持たせる仕組みとする。

・自治会、連合自治会の意識改革に取り組む。

⇒既存の行事の見直しや任意団体でありながら、縦割りの強いられている役割の軽減を図り、誰もが主体者として参加したくなる仕組みに変える。

・行政組織の改革を進める。

⇒地域の後方支援のためには、現行の本庁、支所機能のみでよいのか、さらなる第3層組織を置くべきか検討を開始する。

★委員長所見

意見の多くはまず、市民の啓発に努めることを求めている。前提としてどのような近未来社会を必要としているか一定の整理構築ができた後になるだろうが、大きく啓発し、小さな成功事例を積み上げて浸透させていくという時間のかかる作業着手になるだろう。また時間軸も大切である。今存在する地域組織の担い手に安心して理解してもらうことも大切だが、これがかたちになるであろう将来を担ってくれる次の世代への啓発が最も重要であると考えられる。

★委員長所見（総論）

必要だ、有益だ、有効だ、おもしろそうだ、という理解を内外にどのくらい創りだせるかがまずは鍵になるものとする。全国的な成功事例、先進事例と言われるものを紙面上でのみ、拝読したが部分的には良き事象と理解しつつも、地域自治を大きく変えるにはまだまだ時がかかるようにも見える。

地域自治・地域内分権とはどのようなものなのか。言葉やイメージはそう違わない範囲に収まったがその必要性や実感において委員会・当局とも少しは共有できたのか、率直に言って心許ない。

少しでも行政というものを理解した人間なら、この方向は必要であると理解できる。それでも共通理解が難しく、また行動に移すことが容易でないのはなぜなのか・・・ひとつには統治・自治というものに対する我が国の文化的要素が考えられるが、そのほかに行政、あるいは議会も含めて大きな変化を眼前にしたときに無意識も含めて発生する広い意味での自己保身もその要因なのではないだろうか。

市民であれ公務員であれ市長・議員であれ過去を生き、その恩恵を享受してきた者にとって、これを揺るがしかねない大きな変革は頭で理解していても新しき一步を印すのが難しい。具体的な課題は種々表現できたが、それらに取り組めるかどうかはこの心理的作用を克服できるかにかかっているのではないかと思う。

市民・行政・議会ともこれを実践するためにはつまるところ今の自身を超えなければならない、と言えば大袈裟に過ぎるだろうか・・・

なお、議論を通して気になった項目については以下個別に記載・補足しておきたい。

①次の世代、次の次の世代の啓発に着手せよ（尊厳的責任感とインセンティブへの深い理解）

地域自治のかたちを変えるほどこれが進むには結構な期間が必要になるだろう。だとすれば今後地域への啓発などを進めるにあたっては今の組織、今の人員に語り掛けるようであり、未来を担う可能性のある世代、さらにはその準備世代へも働きかけることが必要である。ところでその場合、公務員でも議員でもないひとりの地域人がこれを担おうとする根本的動機は何になるのだろうか？

私見に過ぎないがこの場合の動機とは、程度の差はあれ誰もが根源的に持っている「誰かの、社会に役に立つ人間でありたい」という尊厳のような言わば公共心・責任感と、これをともに進めることでより良い社会の恩恵を皆が享受できるという共通利益（公益）への深い理解であるべきだと思う。この場合、“利益”は時としてインセンティブとも表現されるが、留意しなければならないのはインセンティブが利己的なものに置き換わらないよう努めることだと考える。例えば「公園を一年間定期的に清掃してくれた人には1万円の商品券を差し上げます」というインセンティブは行為の入り口におけるモチベーションの向上には寄与するかもしれないが、中長期的に考えれば担う人の動機を変質させ、また担わない人の心境をも変質させる危険がある。商品券は利己的な利益のわかり易い例だが、これは個人の名誉等に置き換えても利己的な側面を有するなら同じである。先ほどの例えなら、きれいに管理されている公園には希望に応じて散水施設や草花の苗など公益が施されること、利己的インセンティブは公共心や公益を歓迎する崇高なところを毀損し、腐敗させる危険があるものと留意されたい。

②行政組織の根本的改造（部分的横割りへの挑戦）

かたちとしてはまだ様々な模様であったが、総じてこの方向は行政組織の改造を伴うものであることはおおむね一致していたように見える。それがコーディネーターであれ、地域分社化であれ、共通しているのは地域の様々な分野の課題について機動的に、できればその場で応えられるような行政であることが必要になると考えられている。ひとり（あるいはごく少数）の職員がゼネラリストとしてこれに応えるのか、地域分社の職員として福祉、土木、窓口業務などのスペシャリストが個々に地域に行くのか、いずれにせよ縦割り組織から部分的横割り組織へと変貌する必要がある。

さらに言えば、地域に行くひとりひとりに今以上のコミュニケーションスキルが備わることも期待される。これは掘り下げれば公務員に求められる役割にも影響することになり、組織編成や人材育成を根本的に改造することになるのかもしれない。

③段階的設計図を構築し、進捗と合わせて公表すること

当局から、当面はこれまでの行政機構のあり方を根本的に変えるまでの話ではなく、今より地域がさまざまな行政的行為（おもに福祉的な）を担うようになってくれるところから始めたい、という主旨の発言があったが、差し迫る高齢社会、税収の縮小にその変化のスピードで対応して行けるのか疑問も残った。委員の様々な意見にその趣旨が散りばめられていたが、一定の時間は当然必要だとしても、その最終的目標について、つまりは市が考える未来のあり方については早めに言葉として定め、そこに至るまでの段階についても設計図を示して進んでいく必要はないだろうか。本件はおそらく、未だ全市的にオーソライズされていないもので、あまりここでの議論が突出しないよう慎重に扱っていたのかもしれないが最終形を示さないと中途半端に終わり、時の権力者の都合で喧伝されたり、また引っ込めたりと

不安定な運命をたどる可能性も危惧される。議論を経て修正されるという前提で段階的な設計図を構築し、地域社会に投げてみるという試みを期待したい。

④その他（議会はその存在の変容に耐えうるか）

具体的議論として、あるいは課題として本題では扱わなかったが、行政が変わり、住民が変わる中で議会だけが不変であり続けられるとは考え難い。我々は今を生きる議会や当局の一員としてこれらについても思いを馳せておかねばならない。現在、市議会議員は市政における住民全体の代表と言う側面と、おもに在住地を中心とした地域代表的な側面とがある。これは議員の成り立ち方や所属政党などによって個々に違いがあるが、そのような意識でいる地域住民が少なからず居ることも事実である。

仮に今後、記載されてきたような地域自治・分権が進み、地域の意識が向上するとした場合、これが市議会あるいは市議会議員と言う存在、議員と当局と言う関係にどのように影響するであろうか？少なくともこれらの方向は、より地域代表としての側面を強調せざるを得ない方向にはたらくのではないだろうか。地域が獲得する予算額、地域の要望を強く本庁に理解させる役割において今よりはるかに期待される、もしくはこれを梃に支持を広げようとする行為は増大することが予測される。今の仕組みのままこれに対応せざるを得ないとすれば「〇〇地区さえ良ければ」、と言う行為が正当化され、小選挙区以上に地元への利益誘導が盛んになる可能性もある。これを致し方なきこととして受け入れ、成り行きに任せるのか、それとも制度や仕組みとして予算や要望に議員が関与できないように設計し、議員は地域に関係なく行政全体と対等に渡り合い、より専門的に市全体のことを考える「賢人会議」化させていくのか合わせて考えることが求められるようになるだろう。